

小 値 賀 町 一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画 (ごみ処理編)

平成 31 年 3 月

小 値 賀 町

目 次

第 1 章 計画策定の基本的事項

- 第 1 節 計画策定の趣旨 1
- 第 2 節 計画の範囲及び目標年度 6

第 2 章 地域の概要

- 第 1 節 自然環境特性 7
- 第 2 節 社会環境特性 9

第 3 章 ごみ処理基本計画

- 第 1 節 ごみ処理の概要 20
- 第 2 節 ごみの排出状況 22
- 第 3 節 ごみ処理の状況 29
- 第 4 節 ごみ処理行政及びごみ処理技術の動向 39
- 第 5 節 ごみ処理の評価及び課題 46
- 第 6 節 基本方針等 54
- 第 7 節 目標値の設定及び将来予測 56
- 第 8 節 排出抑制・再資源化計画 64
- 第 9 節 ごみの適正処理計画 71

資 料 編

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の法的根拠

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定により、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(一般廃棄物処理計画)を定めなければならないこととされている。

また、廃棄物処理法施行規則第1条の3で、一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、廃棄物処理法第6条第2項に掲げる事項を定めるものとするとしている。

即ち、一般廃棄物処理計画は、図1-1-1に示すように 長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画(一般廃棄物処理基本計画)と、基本計画に基づき各年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬、処分等について定める計画(一般廃棄物処理実施計画)から構成されるものであり、それぞれ、ごみに関する部分(ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画)及び生活排水に関する部分(生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画)から構成されている。

これら、「ごみ処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的な一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理の推進を図るための基本方針となるものであり、収集から中間処理、最終処分に至るまでの、一般廃棄物の適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものである。

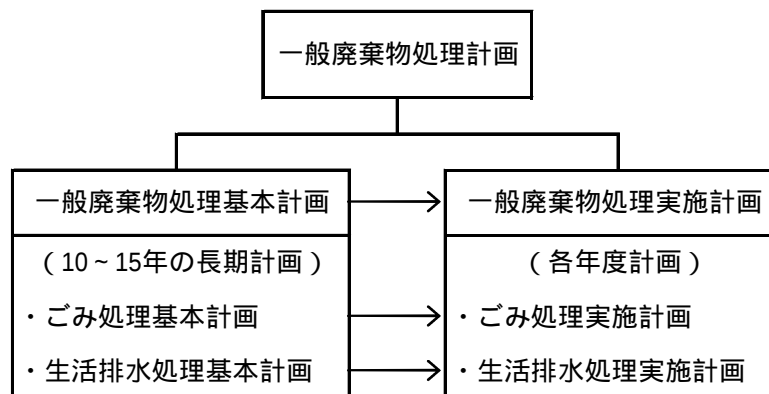


図1-1-1 基本計画と実施計画の関係

また、2009（平成 17）年度から従来の廃棄物処理施設国庫補助制度を廃止し、新たに広域的な観点から循環型社会の形成を図るための「循環型社会形成推進交付金制度」を創設した。

これは、廃棄物の 3 R を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進し、循環型社会の形成を図ることを目的としたものである。

交付金の特徴は、地方の自主・裁量性の極めて高い制度である、戦略的な目標設定と事後評価を重視している、国と地方が構想段階から協働し循環型社会づくりを推進する、の 3 点である。

この交付金事業を進めるために、市町村が 5 ヶ年程度の廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性や、整備する施設の種類・規模等の概要等の事業計画として「循環型社会形成推進地域計画」を策定するものである。

2 計画策定の背景

従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、ごみ問題だけでなく天然資源の枯渇への懸念や、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題等にも密接に関係しており、このような社会構造を見直し、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成が求められている状況にある。

国は、「廃棄物処理法」をはじめ「循環型社会形成推進基本法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下「資源有効利用促進法」という。)及び個別のリサイクル法を制定・改正するとともに、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下「廃棄物処理基本方針」という。)や「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、国の基本方針等を示した。このうち、循環型社会形成推進基本計画は、2018(平成30)年6月に第4次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、新たに2025年度の数値目標等が示された。また、廃棄物処理基本方針についても、2015(平成27)年度に目標値等の見直しがなされたところである。

長崎県においても、2016(平成28)年に「長崎県廃棄物処理計画」を策定し、「ごみのない資源循環型の長崎県(ゴミゼロながさき)」を将来像とし、廃棄物発生量の最小化・環境を考えた処理体系の構築・県民のゴミゼロ意識の確立を、県民・事業者・市町・県が、それぞれの役割を認識し推進していくものである。

小値賀町(以下「本町」という)では、2006(平成18)年3月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定しているが、策定より12年が経過していることから、新しい制度や社会状況に即しながら循環型社会の形成に向けたシステムづくりを推進するために、長期的視点に立った基本方針となる町の一般廃棄物の処理に関する一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「本計画」という。)を見直しするものである。

3 計画の位置付け

本計画の位置付けは、図 1-1-2 に示すとおりである。

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するものであり、上位計画として小値賀町総合計画に定められている一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を具体化させるための施策を示すとともに、本町における一般廃棄物処理の最上位計画とする。また、「分別収集計画」等、その他関連計画との整合を図るものとする。

なお、計画の策定にあたっては、国や長崎県が定める基本方針等に配慮するものとする。

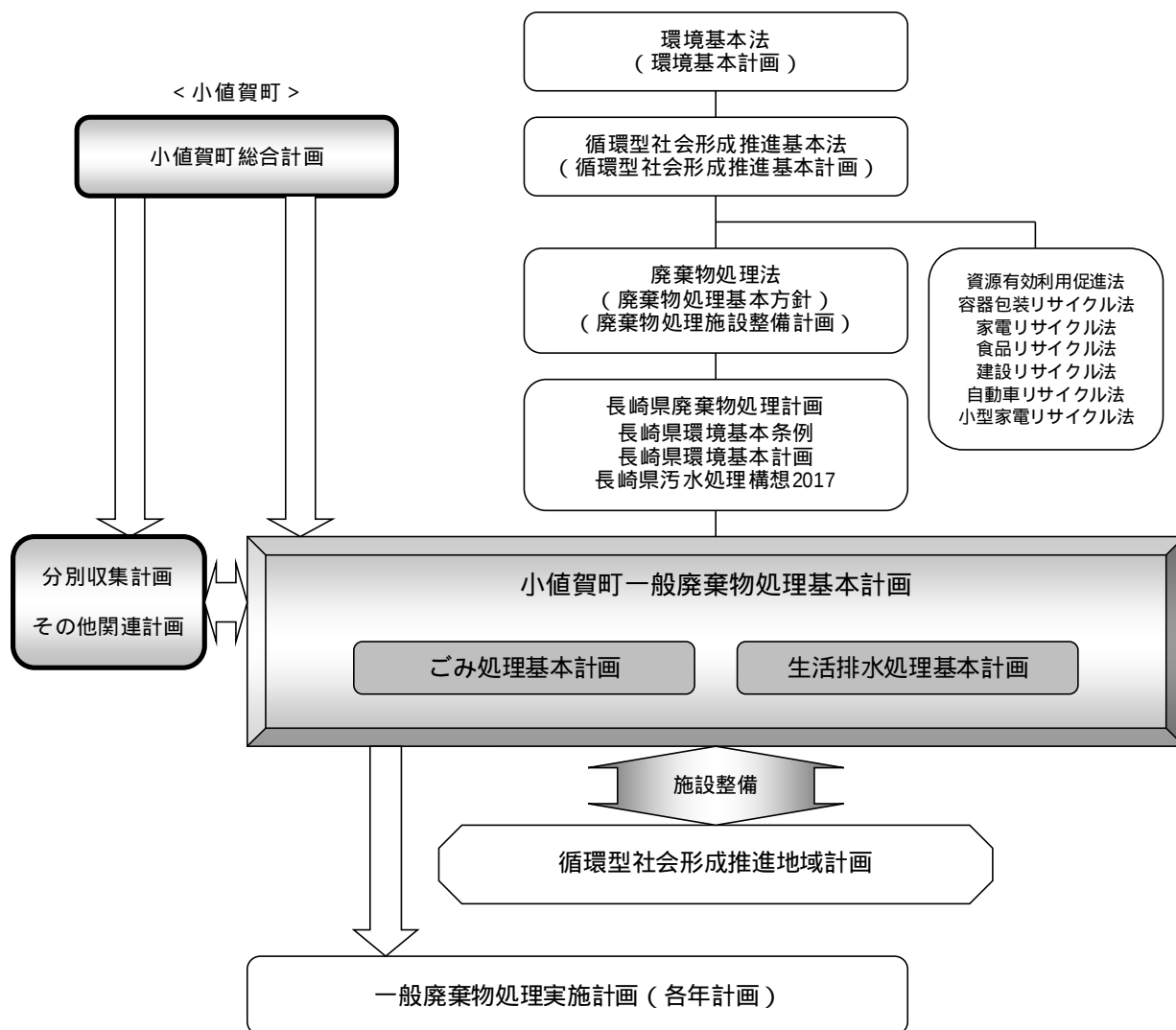


図 1-1-2 計画の位置付け

4 計画の構成及び策定手順

本計画の構成及び策定手順を図 1-1-3 に示す。

計画の策定にあたっては、基本的事項（計画目標年度、計画策定区域）を定め、まず、地域の特性やごみ処理の現状を把握し、現状の一般廃棄物処理に関する課題及び検討すべき事項を抽出する。次に、現状の課題を踏まえたうえで基本方針等を定め、基本方針に基づき目標値の設定及び基本計画の策定を行う。なお、目標値の設定及び基本計画の策定にあたっては、排出抑制や循環型処理を前提とした最適システムの検討を行うとともに、国及び県の廃棄物処理に係る基本方針等にも対応したものとする。

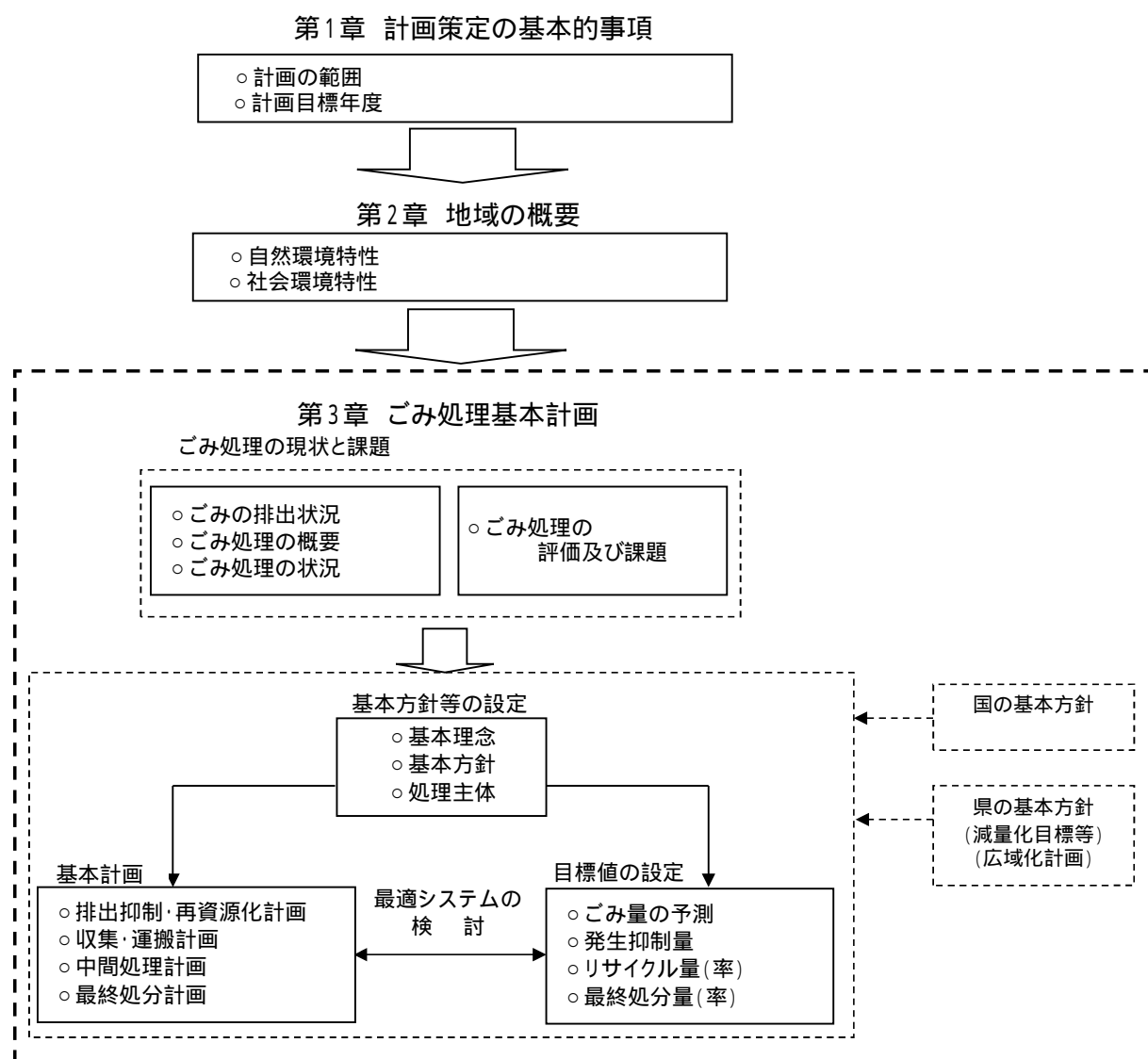


図 1-1-3 計画の構成及び策定手順

第 2 節 計画の範囲及び目標年度

1 計画の範囲

計画対象区域は、本町の行政区域全域とし、区域で発生するごみを計画の対象とする。

2 計画目標年度

本計画では 2018（平成 30）年度を計画策定期間とし、15 年後の 2033 年度を計画目標年度とする。

なお、8 年後の 2026 年度を中間目標年度として、目標値や施策の達成状況等を把握し、計画の見直し等を行う。また、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも、必要に応じて見直すものとする。

計画目標年度：2033 年度

中間目標年度：2026 年度

第2章 地域の概要

第1節 自然環境特性

1 位置及び地勢

本町は、図 2-1-1 に示すように九州北西に浮かぶ五島列島の北部に位置し、北は宇久島に 7.5km、南は上五島に 5.5km 隔てて相対し、東は海を隔てて九州、西は遠く東シナ海に臨んでおり、小値賀本島を中心として、その周囲に散在する大小 17 の島からなっている。

総面積は 25.46km²で、本島 12.22km²・属島 13.24km²である。本島は中央部に海拔 104m の番岳のほか、西部・北東部・南東海岸に丘陵があり、いずれも火山の噴出によって生じた珍しい火山群島である。地形は、一般に平坦で海岸線の出入が多く、東部には自然の良港「前方港」、南部には本町の玄関口「小値賀港」がある。

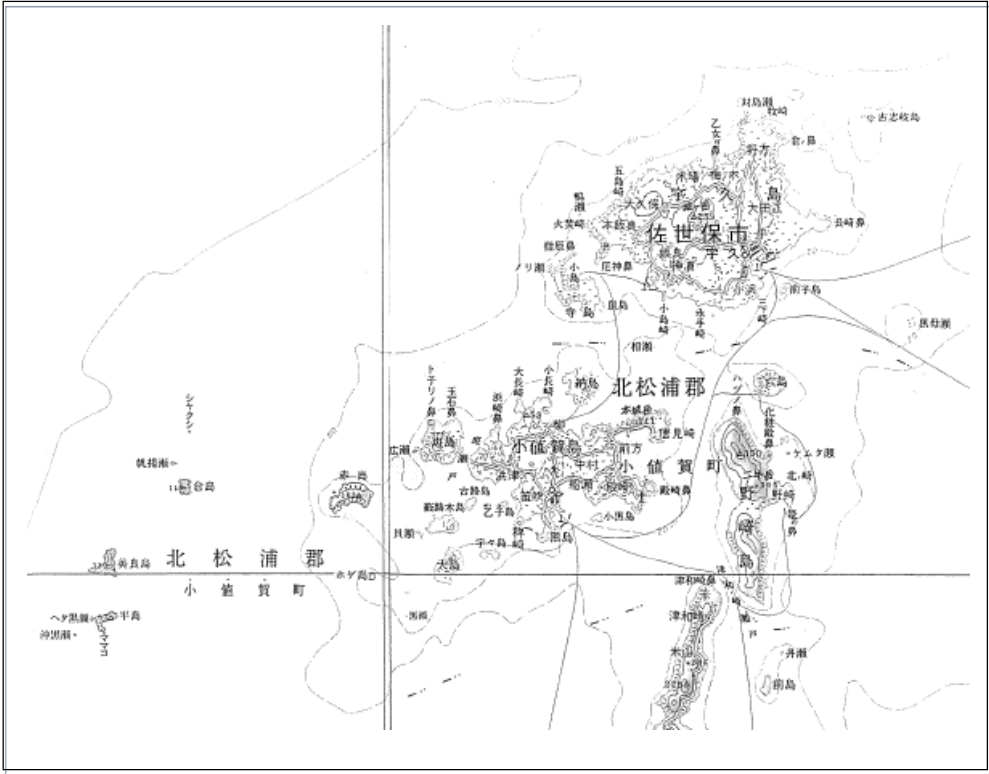


図 2-1-1 本町の位置図

表 2-1-1 本町の民有地面積

年度\区分	総数	田	畑	宅地	山林	原野	その他
H28	957	192	409	73	207	59	17

資料：長崎県統計年鑑(平成29年度)

2 気 象

本町の気候は、対馬暖流の影響を受け、おおむね温暖な海洋性気候に属しており、夏季は涼しく冬季はやや温暖である。表 2-1-2 及び図 2-1-2 に示すように、過去 5 年間の日平均気温は 17.4 、平成 30 年では最高気温が 7 月の 32.4 、最低気温が 2 月の -3.8 である。また、過去 5 年間の平均年間降水量は 1,643mm、平成 30 年の月間最大降水量は 9 月の 287mm である。

表 2-1-2 気温及び降水量

年\区分	気 温 ()			降水量 (mm)
	日平均	最高気温	最低気温	
H26	17.1	32.6	1.1	1,706
H27	17.1	32.1	0.0	1,844
H28	17.9	34.0	-3.8	1,991
H29	17.4	32.7	1.1	1,253
H30	17.6	34.1	-1.5	1,419
1月	5.3	11.1	-1.6	0.0
2月	4.9	13.7	-3.8	45.0
3月	9.2	19.9	-0.2	133.0
4月	13.8	24.3	4.2	124.5
5月	17.7	26.6	11.9	114.5
6月	20.3	27.5	16.8	267.5
7月	25.2	32.4	17.8	187.5
8月	26.7	32.1	21.6	90.0
9月	22.5	30.1	15.5	287.0
10月	18.1	24.2	11.5	58.0
11月	11.7	20.0	3.7	45.0
12月	6.3	15.7	-1.0	67.0
5年間 集計値	平均値 17.4	33.1	-0.6	1,643
	最大値 17.9	34.1	1.1	1,991
	最小値 17.1	32.1	-3.8	1,253

資料: 気象庁小値賀観測所

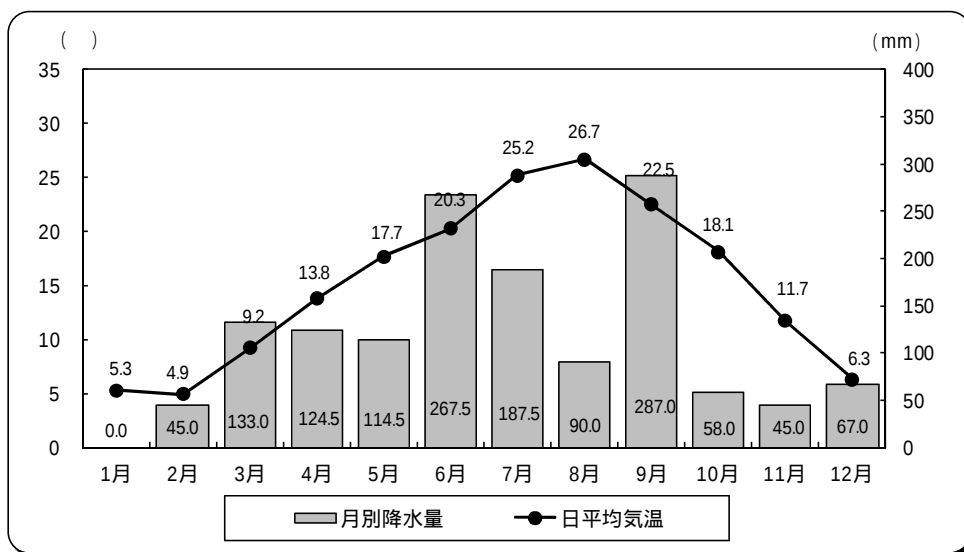


図 2-1-2 気温及び降水量

第2節 社会環境特性

1 人口動態

(1) 人口及び世帯数

本町における過去5年間の人口及び世帯数の実績を、表2-2-1及び図2-2-1に示す。
町全体の人口は過去5年間で234人減少し、平成29年度末現在で2,468人である。
世帯数は過去5年間で45世帯減少し、平成29年度末現在で1,263世帯となっている。
また、1世帯当たりの人口は年々減少し、平成29年度末現在で1.95人となっている。

表2-2-1 人口及び世帯数の実績

年度\区分	人 口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たりの人口 (人/世帯)
H25	2,702	1,308	2.07
H26	2,650	1,292	2.05
H27	2,611	1,290	2.02
H28	2,543	1,282	1.98
H29	2,468	1,263	1.95

資料: 住民基本台帳(各年度末現在)

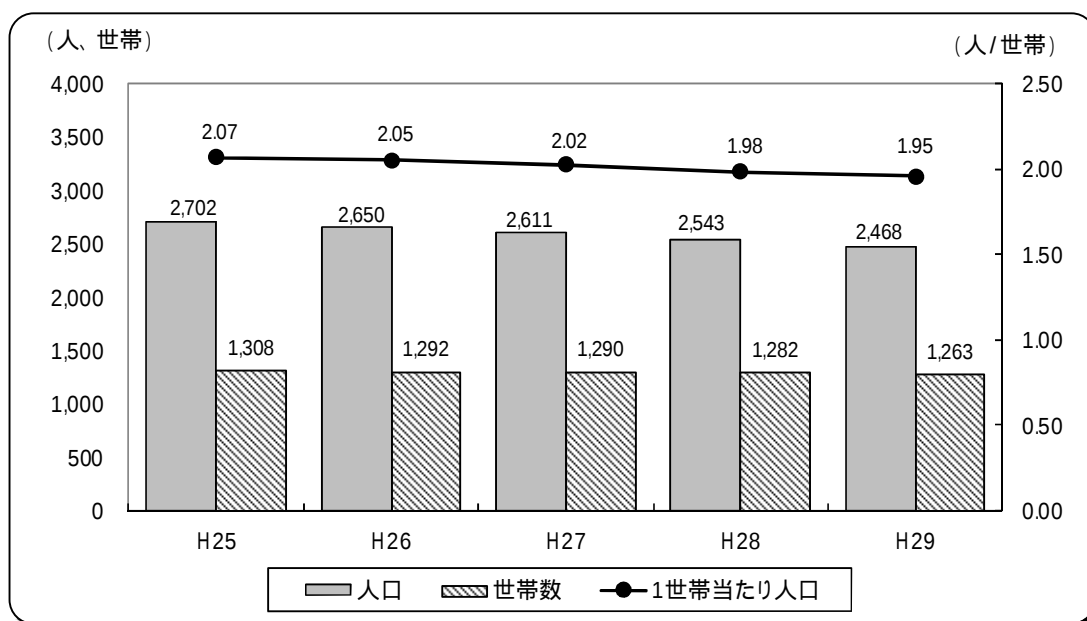


図2-2-1 人口及び世帯数の実績

(2) 年齢別人口

本町における年齢別人口の推移及び構成を表2-2-2及び図2-2-2に示す。

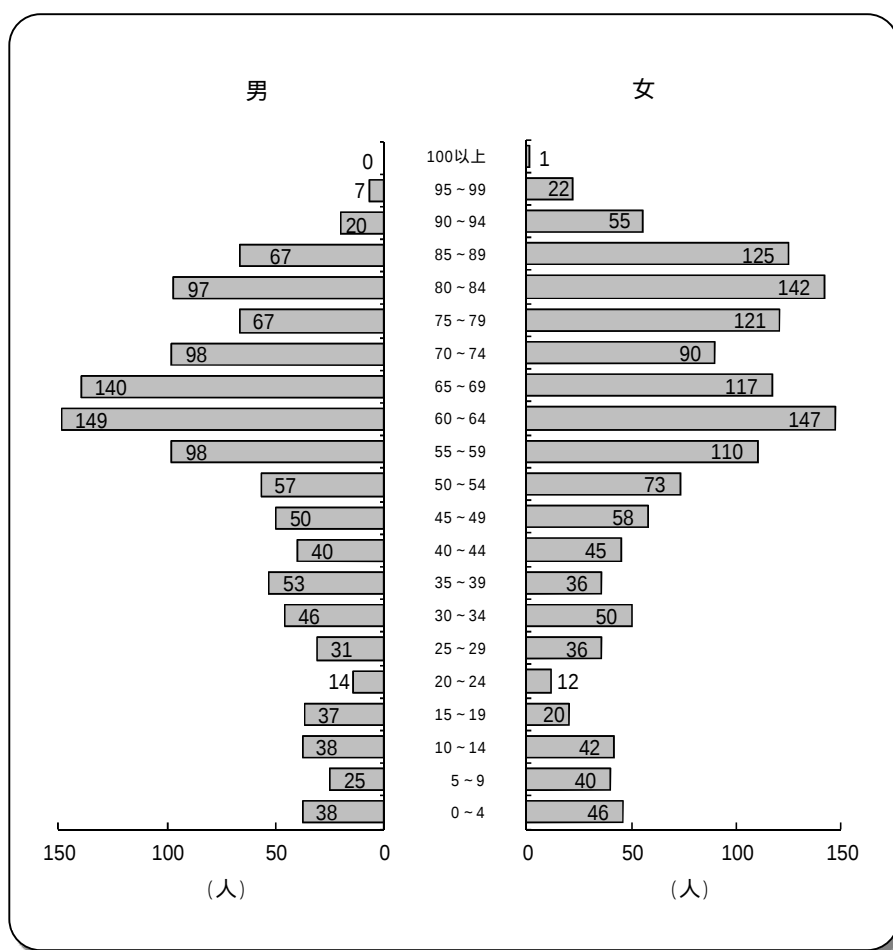
65歳以上の人口比率は増加し、平成27年度では町全体で45.7%となっており、全国平均を18ポイント以上、長崎県平均を16ポイント以上大きく上回っている。

表2-2-2 年齢区分別人口の推移

区分\年度	小値賀町			長崎県	全国
	H17	H22	H27	H27	H27
15歳未満	358	232	229	177,562	15,886,810
構成比	11.0%	8.1%	8.9%	13.0%	12.5%
15～64歳	1,631	1,380	1,162	784,862	76,288,736
構成比	49.9%	48.5%	45.4%	57.4%	60.0%
65歳以上	1,279	1,237	1,169	404,686	34,919,199
構成比	39.1%	43.4%	45.7%	29.6%	27.5%
合 計	3,268	2,849	2,560	1,367,110	127,094,745

単位:人

資料: 国勢調査



資料: 平成27年国勢調査

図2-2-2 年齢構成別人口

2 産業の動向

(1) 産業構造

本町全体の事業所数及び従業者数は、表 2-2-3 に示すように平成 28 年で 156 事業所及び 614 人であり、平成 24 年に比べて事業所及び従業者数ともに減少している。

表 2-2-3 事業所数及び従業者数

年\区分	事業所数(事業所)	従業者数(人)
H24	157	643
H26	180	819
H28	156	614

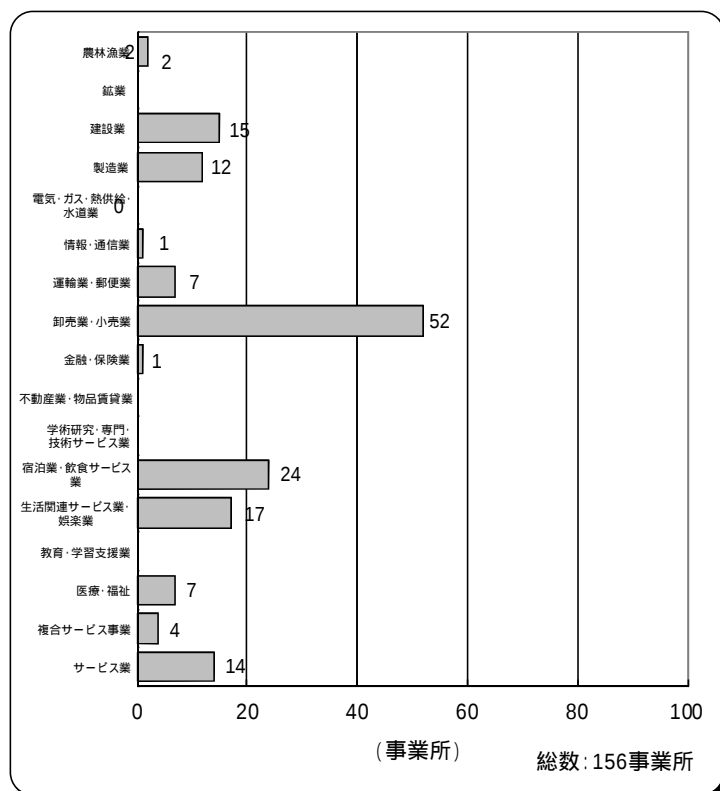
資料:経済センサス(公務除く)

業種別の内訳は表 2-2-4、図 2-2-3 及び図 2-2-4 に示すように卸売業・小売業が最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業、建設業の順となっている。

表 2-2-4 産業分類別事業所数及び従業者数

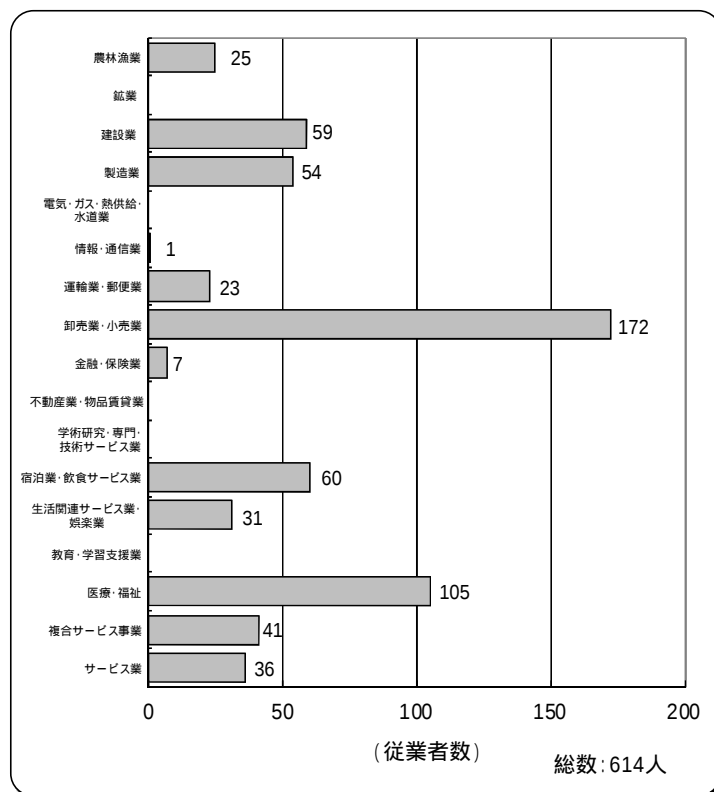
区 分	事業所数(事業所)		従業者数(人)	
		比率		比率
総 数	156	100.00%	614	100.00%
農 林 漁 業	2	1.28%	25	4.07%
鉱 業	0	0.00%	0	0.00%
建 設 業	15	9.62%	59	9.61%
製 造 業	12	7.69%	54	8.79%
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	0	0.00%	0	0.00%
情 報 ・ 通 信 業	1	0.64%	1	0.16%
運 輸 業 ・ 郵 便 業	7	4.49%	23	3.75%
卸 売 業 ・ 小 売 業	52	33.33%	172	28.01%
金 融 ・ 保 険 業	1	0.64%	7	1.14%
不 動 産 業・物 品 賃 貸 業	0	0.00%	0	0.00%
学術研究・専門・技術サービス業	0	0.00%	0	0.00%
宿 泊 業・飲 食 サ ー ビ ス 業	24	15.38%	60	9.77%
生活関連サービス業・娯楽業	17	10.90%	31	5.05%
教 育 ・ 学 習 支 援 業	0	0.00%	0	0.00%
医 療 ・ 福 祉	7	4.49%	105	17.10%
複 合 サ ー ビ ス 事 業	4	2.56%	41	6.68%
サ ー ビ ス 業	14	8.97%	36	5.86%

資料:平成28年経済センサス(公務除く)



資料:平成28年経済センサス

図 2-2-3 事業所の内訳



資料:平成28年経済センサス

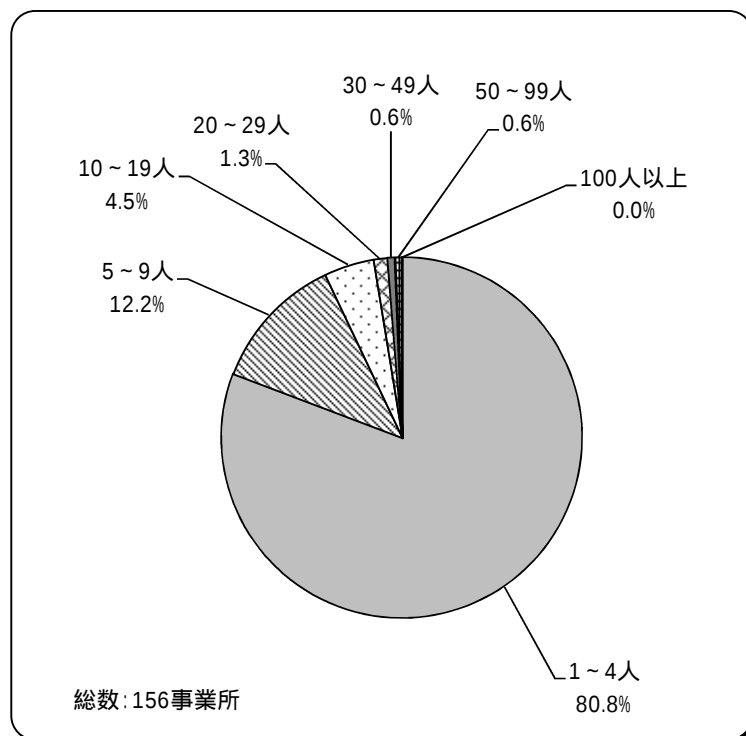
図 2-2-4 従業者数の内訳

従業者規模別の事業所数では、表 2-2-5 及び図 2-2-5 に示すように町全体で 8 割以上が 4 人以下の事業所であり、9 人以下の小規模な事業所が 9 割以上を占めている。

表 2-2-5 従業者規模別事業所数

単位: 事業所	
区 分	事業所数
1～4人	126
5～9人	19
10～19人	7
20～29人	2
30～49人	1
50～99人	1
100人以上	0
計	156

資料: 平成28年経済センサス(公務除く)



資料: 平成28年経済センサス

図 2-2-5 従業者規模別事業所数

(2) 農 業

本町の農業は漁業と並ぶ基幹産業であるが、その現況は表 2-2-6 に示すように総農家数、販売農家数、経営耕地面積ともに減少しており、農業従業者の高齢化、後継者不足など厳しい状況にある。平成 28 年度の農業生産額の推移は表 2-2-7 に示すとおりである。

表 2-2-6 農家数及び経営耕地面積の推移

区分\年	H17	H22	H27
総農家数(戸)	340	325	186
販売農家数(戸)	234	213	133
専業農家	73	92	67
兼業農家	161	121	66
経営耕地面積(ha)	341	338	248

資料: 農林業センサス

表 2-2-7 農業生産額の推移

単位: 千万円

区 分	耕 種										
	米	麦類	雑穀	豆類	いも類	野菜	果実	花木	工芸農作物	その他農作物	耕種計
産 出 額	9	0	-	1	3	11	0	X	-	X	25
区 分	畜 産						農産加工物		農業産出額計		
	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	その他畜産物	畜産計					
産 出 額	37	-	-	-	-	37	-		63		

(3) 漁業

本町は天然の岩礁等漁場に恵まれていることから、古くから漁業が盛んであり、町内産業の中核的な位置にあるが、表2-2-8に示すように経営体数は減少傾向を示している。一方、平成23年度までの主要な漁獲量の推移は表2-2-9に示すとおりであり、変動はあるものの増加傾向を示している。

表2-2-8 組織別経営体数の推移

区分\年	H15	H20	H25
団体	3	2	3
会社	0	0	1
組合	1	1	1
共同	1	0	0
その他	1	1	1
個人(戸)	269	196	146
専業	121	119	62
兼業	148	77	84

資料: 漁業センサス

表2-2-9 漁獲量の推移

単位: t

年度\区分	総数	魚類	えびかに類	貝類	いかたこ類	うに類	その他水産動物	海藻類
H26	692	602	1	4	78	4	1	2
H27	764	684	1	6	65	5	1	2
H28	709	648	1	7	49	3	0	1

資料: 長崎農林水産統計年報

(4) 商 業

本町では町内消費向けの食料品、日用雑貨品等の販売が中心であるが、人口減少や通信販売・町外への個人消費の流出等から大きく減退傾向にある。事業所数、従業者数及び年間商品販売額は表 2-2-10 に示すとおりであり、平成 28 年の商品販売額は卸売業で約 1.6 億円、小売業で約 13 億円である。

表 2-2-10 事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移

産 業 小 分 類	事業所数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
卸 売 業 計	3	15	160
小 売 業 計	43	126	1,331
各種商品	-	-	-
織物・衣服・身の回り品	2	6	X
飲食料品	16	58	793
機械器具	4	14	121
その他	20	45	390
無店舗	1	3	X

資料:平成28年経済センサス

(6) 観光客数

本町は自然と歴史資産に恵まれており、特に本町の「野崎島の集落跡」を含む「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連資産」は平成30年に世界文化遺産に登録され、一層の注目を浴びている。

本町を訪れる観光客数は表2-2-11及び図2-2-6に示すように、近年は増加傾向となっているが、宿泊客は大きく減少し、日帰り客が大きく増加している。平成28年では、総数が48,269人、宿泊客が約4,616人、日帰り客が43,653人となっている。

表2-2-11 観光客入込客数の推移

単位:人

年度\区分	観光入込客数		
	総数	宿泊客	日帰り客
H24	44,353	8,238	36,115
H25	42,716	8,373	34,343
H26	42,857	6,664	36,193
H27	46,141	5,435	40,706
H28	48,269	4,616	43,653

資料:長崎県統計年鑑

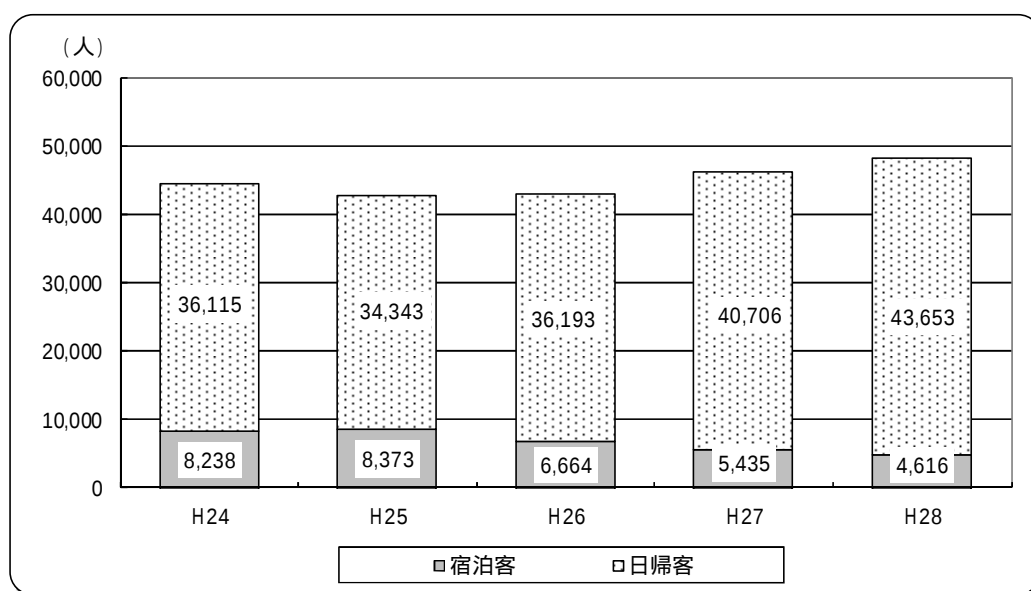


図2-2-6 観光客入込客数の推移

4 総合計画等

(1) 第4次小値賀町総合計画

本町では、平成26年3月にこれからのまちづくりの基本方針を定めた「第4次小値賀町総合計画」(以下「総合計画」という。)をスタートさせた。

総合計画の概要及びごみ処理に係る基本方針等は、表2-2-15に示すとおりである。

このうち、廃棄物処理に係る施策については、平成24年度より新しい一般廃棄物処理施設の稼働開始と、それに伴う分別区分の変更等、施策の推進に努めているところである。

表2-2-15 第4次小値賀町総合計画の概要

区 分	概 要
将 来 像	美しい海のまち 生き生きとした産業のまち ふれあいとやすらぎのまち
基本理念	美 しい 海 の まち 町民が誇れるまち、訪れる人を魅了するまち 生き生きとした産業のまち 地域資源を生かしたまちづくり、ブランドづくり ふれあいとやすらぎのまち 福祉のまちづくり
まちづくりの 政策体系	生 活 環 境 住み良いまちづくり 福祉・保健・医療 健康で明るいまちづくり 産 業 活気と希望のまちづくり 教 育 ・ 文 化 豊かな教育と文化のまちづくり 行 政 持続可能なまちづくり
一般廃棄物 処 理 等 に 関 係 す る 基 本 方 針	<住み良いまちづくり> ごみの適正処理と施設整備 ごみの減量化と資源化の推進 し尿・生活排水処理 水洗化率の向上(下水道) 施設の老朽化対策(下水道)

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の概要

1 ごみ処理体系

本町におけるごみの分別区分を表 3-1-1 に、既存処理・処分施設の構成を表 3-1-2 に、現状のごみ処理フローを図 3-1-1 に示す。

本町では、一般廃棄物（ごみ）を可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、その他ごみに分別し、可燃ごみは「ごみ焼却場」にて焼却処理を行っている。資源ごみ及びその他ごみは「ごみ焼却場」「ストックヤード」「びん・缶保管施設」にて保管の上、資源回収を行っている。また、資源化のできない不燃ごみについては、「西目最終処分場」にて埋立処分を行っている。

表 3-1-1 ごみの分別区分（平成 30 年度）

分別区分	内 容 例	備 考
可燃ごみ	生ごみ、紙くず、プラスチック製品、木くず、ゴム製品、てんぷら油、皮製品、衣類、布団類、木製家具、葉・小枝	
不燃ごみ	小型家電、金物、土砂、がれき、花瓶、化粧びん、茶碗、植木鉢 割れた電球	
資源ごみ	飲料缶、菓子缶、茶筒、飲料びん、食品びん、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、電池、蛍光灯、プラスチックボトル、パック・カップ・トレイ類、紙箱、紙カップ、アルミ付紙パック	
家電4品目	テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、冷蔵・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機	町内電気店にて回収
小型電子機器	携帯電話、ノートパソコン、デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯ゲーム、ICレコーダ、音楽プレーヤー、充電器	回収ボックスにて回収

表 3-1-2 既存処理・処分施設の構成

ごみの種類	施設名称	処理方式	竣工年月	備考
可燃ごみ	ごみ焼却場	ストーカ式焼却	H4.12	6t/8h
不燃ごみ	西目最終処分場	底部遮水	S61.11	39,500m ³
資源ごみ	ごみ焼却場	選別・圧縮（缶）	H4.12	-
	びん・缶保管施設	選別・保管	S61.11	-
	ストックヤード	選別・圧縮梱包・保管	H14.3	199m ²
その他ごみ				

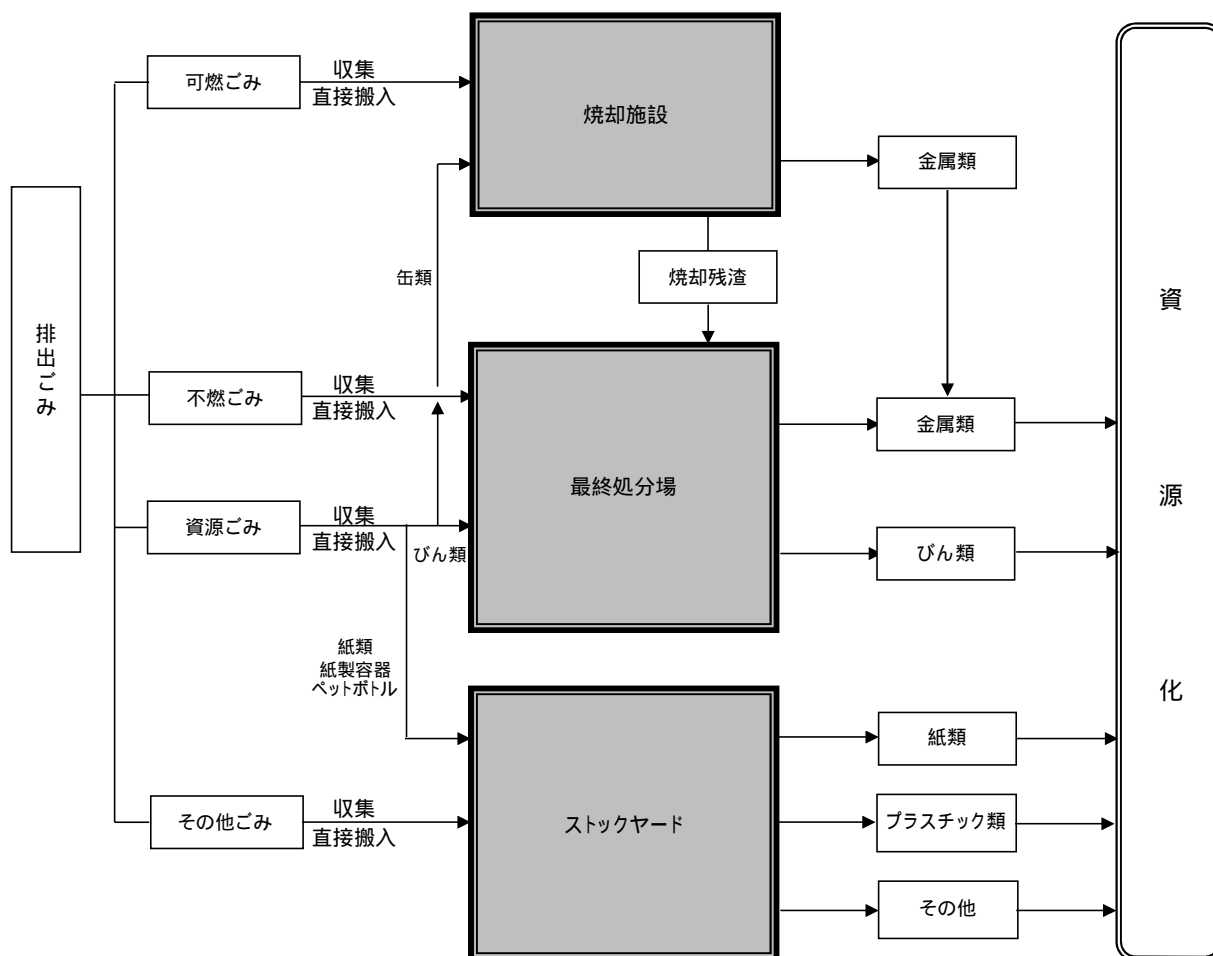


図 3-1-1 現状のごみ処理フロー（平成 29 年度末現在）

第 2 節 ごみの排出状況

1 ごみ総排出量の状況

(1) 過去 5 年間の排出量

本町における過去 5 年間のごみ総排出量の推移は、表 3-2-1 及び図 3-2-1、図 3-2-2 に示すとおりである。

ごみ総排出量は過去 5 年間で概ね減少傾向を示している。また、1 人 1 日当たりのごみ総排出量は 2016 (平成 28) 年度に若干増加しているが減少傾向である。

排出形態別では、生活系委託収集ごみ量は減少傾向を示していたが 2017 (平成 29) 年度に増加に転じている。直接搬入ごみ量は 2016 (平成 28) 年度を除いて減少傾向を示している。

排出区分別では、生活系ごみは 2016 (平成 28) 年度を除いて減少傾向を示しているが、事業系ごみは 2017 (平成 29) 年度に増加に転じている。

表 3-2-1 ごみ総排出量の推移

単位: t/年

区分\年度		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	備 考
人口	収集人口(人)	2,644	2,586	2,533	2,494	2,422	外国人含む
	自家処理人口(人)	115	106	97	89	89	外国人含む
	計	2,759	2,692	2,630	2,583	2,511	外国人含む
委託収集ごみ (生活系)	可燃ごみ	666	628	565	528	653	
	不燃ごみ	18	18	18	22	13	
	資源ごみ	85	74	83	89	75	
	その他ごみ	1	1	1	1	6	
	計	770	721	667	640	747	
委託収集ごみ (事業系)	可燃ごみ	65	70	63	71	73	
	資源ごみ	20	0	0	0	0	
	その他ごみ	0	0	0	0	5	
	計	85	70	63	71	78	
直接搬入ごみ	可燃ごみ	117	123	111	106	38	
	生活系	70	55	50	56	19	
	事業系	47	68	61	50	19	
	不燃ごみ	280	257	249	283	202	
	生活系	86	78	75	93	61	
	事業系	194	179	174	190	141	
	資源ごみ	53	72	74	73	78	
	生活系	14	29	30	18	5	
	事業系	39	43	44	55	73	
	その他ごみ	14	14	18	18	1	
	生活系	8	6	8	8	1	
	事業系	6	8	10	10	0	
	計	464	466	452	480	319	
	生活系	178	168	163	175	86	
	事業系	286	298	289	305	233	
ごみ排出量	可燃ごみ	848	821	739	705	764	
	生活系	736	683	615	584	672	
	事業系	112	138	124	121	92	
	不燃ごみ	298	275	267	305	215	
	生活系	104	96	93	115	74	
	事業系	194	179	174	190	141	
	資源ごみ	158	146	157	162	153	
	生活系	99	103	113	107	80	
	事業系	59	43	44	55	73	
	その他ごみ	15	15	19	19	12	
	生活系	9	7	9	9	7	
	事業系	6	8	10	10	5	
	計	1,319	1,257	1,182	1,191	1,144	
	生活系	948	889	830	815	833	委託収集ごみ + 直接搬入ごみ
	事業系	371	368	352	376	311	委託収集ごみ + 直接搬入ごみ
	(g/人・日)	1,366.8	1,331.7	1,278.5	1,304.8	1,294.1	1人1日当たりごみ排出量
自家処理量		7	7	9	9	9	
家電4品目(生活系 許可収集)		6	6	7	12	8	
ごみ総排出量		1,326	1,264	1,191	1,200	1,153	
(g/人・日)		1,316.7	1,286.4	1,240.7	1,269.3	1,258.0	1人1日当たりごみ総排出量

: ごみ総排出量 = ごみ排出量 + 自家処理量

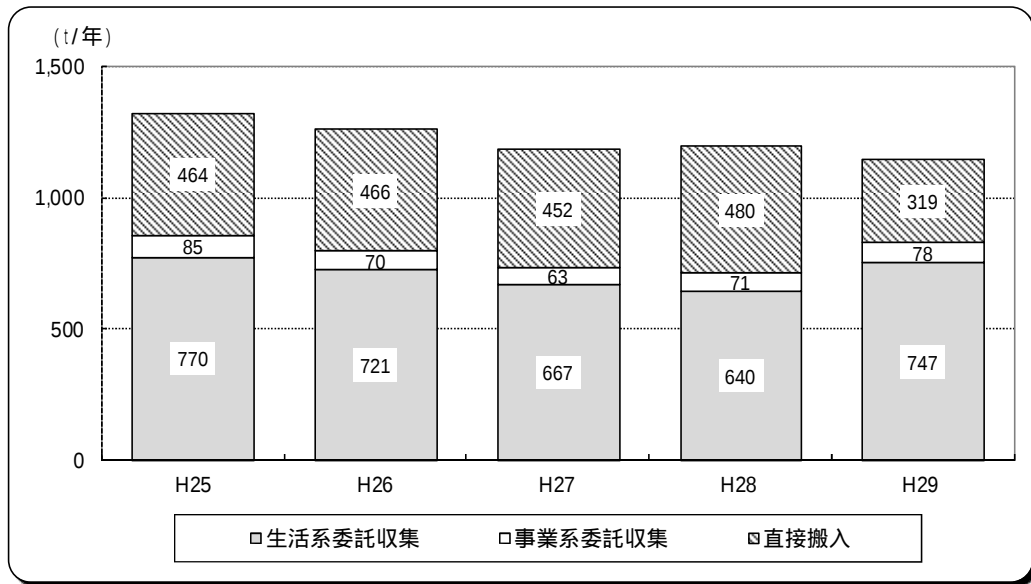


図 3-2-1 排出形態別ごみ排出量の推移

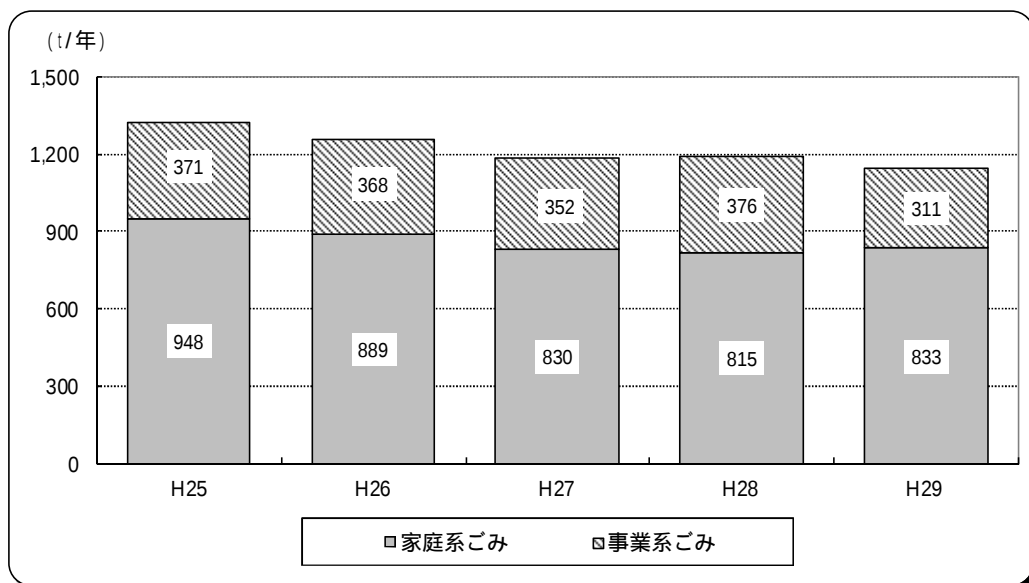


図 3-2-2 排出区分別ごみ排出量の推移

(3) 1 人 1 日 当 たり 排 出 量

種類別 1 人 1 日 当 たり 排 出 量 の 推 移 は、 表 3-2-2 及 び 図 3-2-3 に 示 す と お り で あ る。

それぞれ減少傾向を示しているが、自家処理量のみ増加傾向を示している。ただし、自家処理量は生活系ごみの約 30%程度である。

表 3-2-2 種類別 1 人 1 日 当 たり 排 出 量 の 推 移

区分 \ 年度		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	備 考
1 人 1 日 当 た り 排 出 量	ごみ総排出量	1,326	1,264	1,191	1,200	1,153	ごみ排出量 + 自家処理量
	(g/人・日)	1,316.7	1,286.4	1,240.7	1,269.3	1,258.0	1人1日当たりごみ総排出量
	生活系総排出量	948	889	830	815	833	
	(g/人・日)	982.3	941.8	897.7	892.9	942.3	1人1日当たりごみ総排出量
	事業系総排出量	371	368	352	376	311	
	(g/人・日)	384.4	389.9	380.7	411.9	351.8	1人1日当たりごみ総排出量
	(t/日)	1.02	1.01	0.96	1.03	0.85	1日当りごみ総排出量
	自家処理量	7	7	9	9	9	
	(g/人・日)	166.8	180.9	254.2	277.1	277.1	1人1日当たり自家処理量

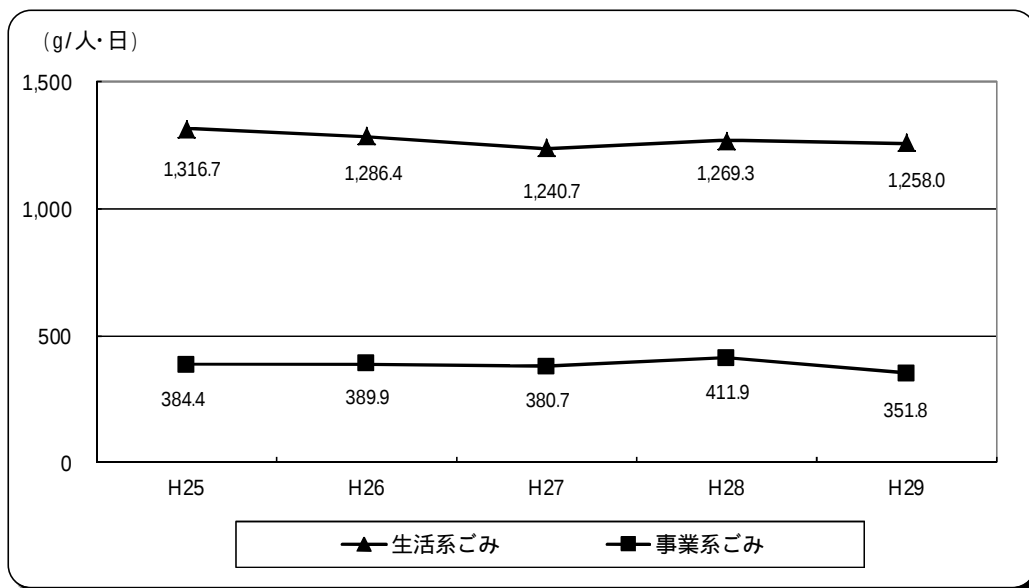


図 3-2-3 種類別原単位量の推移

2 ごみの性状

本町における過去のごみ質分析結果の推移は、表 3-2-3 及び図 3-2-4～図 3-2-7 に示すとおりである。

ごみの種類・組成では、紙・布類の占める割合が最も高くなっており、全体の約 50%前後を占めており、特に近年では 60%程度となっている。次いでプラスチック・ゴム類、ちゅう芥類となっている。

ごみの三成分では、水分の割合が最も多く 50%以上を占めている。次いで可燃分の割合が 40%前後となっている。

単位容積重量に大きなばらつきはなく、230～250 kg/m³程度となっている。

低位発熱量も大きなばらつきはなく、1,400～1,500kcal/kg 程度となっている。

表 3-2-3 ごみ質分析結果の推移

項目\年度			2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	平均
ごみの種類・組成	紙・布類	%	50.7	42.9	46.7	59.0	67.9	53.4
	プラスチック・ゴム類	%	8.4	15.9	11.9	19.6	13.2	13.8
	木・竹・わら類	%	11.3	3.6	12.3	10.7	14.5	10.5
	ちゅう芥類	%	28.5	34.0	20.4	7.2	2.6	18.5
	不燃物類	%	0.6	2.1	1.4	1.1	0.8	1.2
	その他	%	0.5	1.7	7.5	2.4	1.2	2.6
単位容積重量		kg/m ³	246.5	230.5	259.0	236.5	240.5	243
三成分	水分	%	54.3	55.0	57.4	55.1	56.1	55.6
	灰分	%	6.7	4.3	6.3	4.4	4.1	5.2
	可燃分	%	39.0	40.8	36.3	40.4	39.8	39.3
低位発熱量(計算値)		kcal/kg	1,430	1,500	1,285	1,490	1,455	1,432

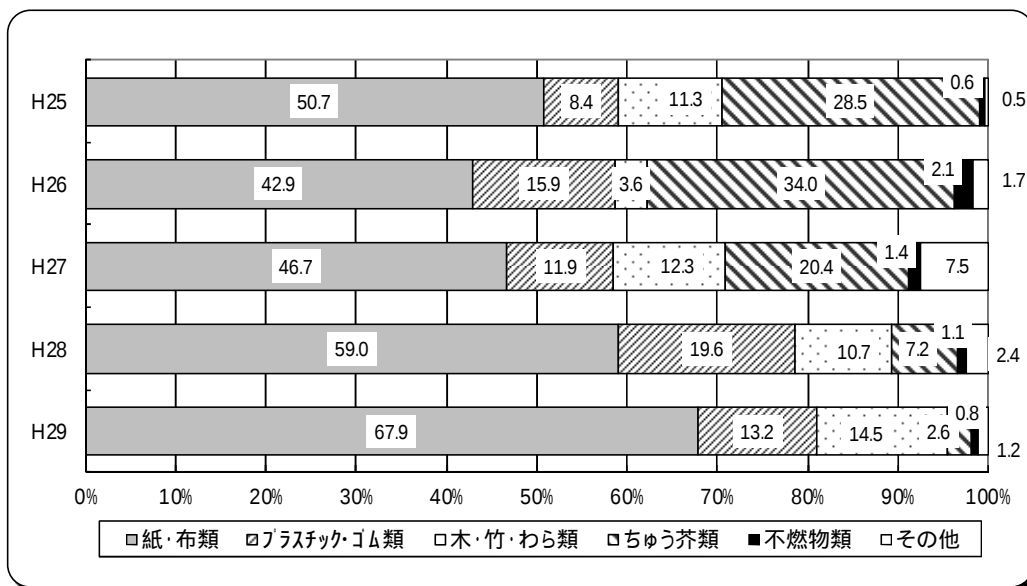


図 3-2-4 ごみの種類組成の推移

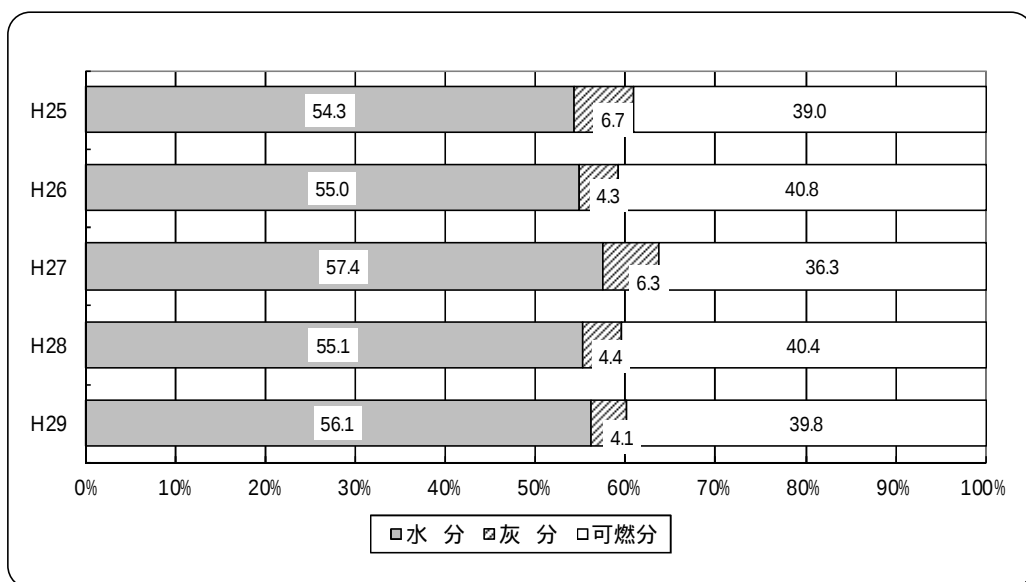


図 3-2-5 ごみの三成分の推移

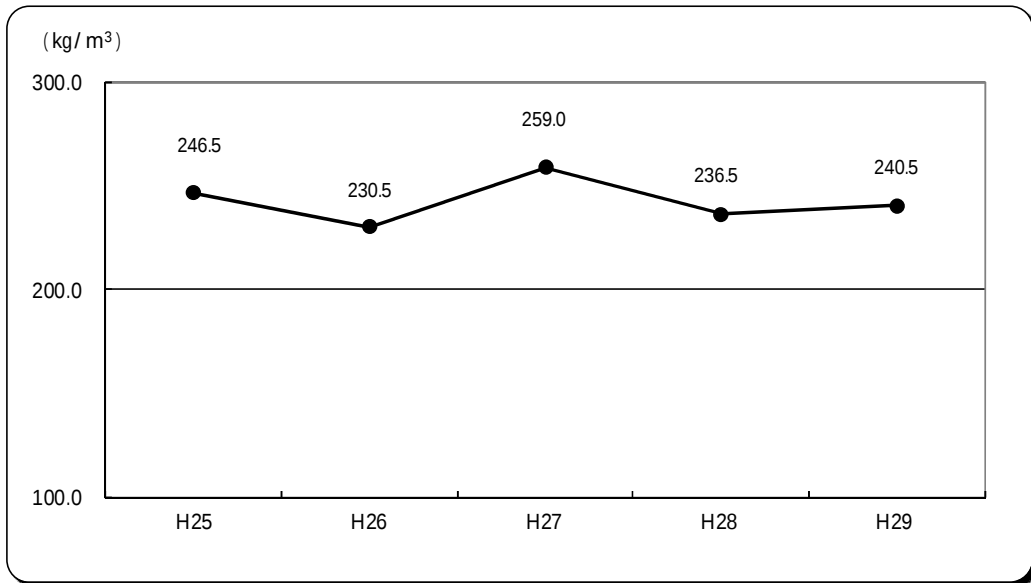


図 3-2-6 単位容積重量の推移

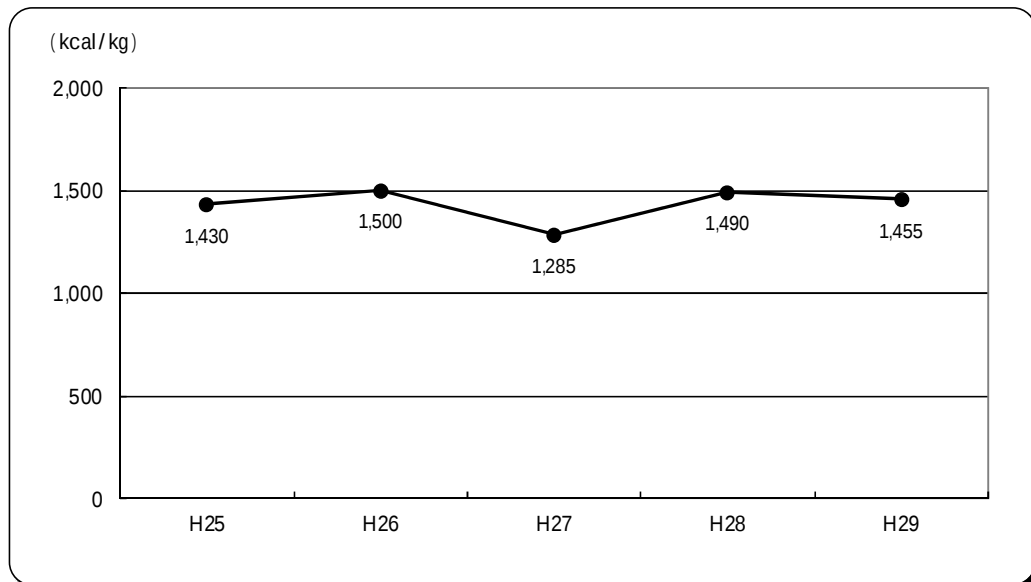


図 3-2-7 低位発熱量の推移

第 3 節 ごみ処理の状況

1 収集・運搬の状況

家庭及び事業所から排出されるごみは、委託収集となっている。収集ごみの区分別排出形態・収集方法は、表 3-3-1 に示すとおりである。

表 3-3-1 収集ごみの分別区分及び収集・運搬の現状（平成 30 年度）

分別区分			排出形態		収集回数	収集方法
生活系	可燃ごみ		透明袋・しばる	ごみステーション	週 3 回	委託収集
	不燃ごみ		透明袋	ごみステーション	月 1 回	委託収集
	資源ごみ	紙製容器包装 プラスチック製容器包装	透明袋	ごみステーション	週 1 回	委託収集
		上記外の資源ごみ	透明袋	ごみステーション	月 1 回	委託収集
	その他ごみ		透明袋	ごみステーション	月 1 回	委託収集
事業系	可燃ごみ		透明袋・しばる	ごみステーション	週 3 回	委託収集
	不燃ごみ		透明袋	ごみステーション	月 1 回	委託収集
	資源ごみ	紙製容器包装 プラスチック製容器包装	透明袋	ごみステーション	週 1 回	委託収集
		上記外の資源ごみ	透明袋	ごみステーション	月 1 回	委託収集

収集回数は、可燃ごみが週 3 回、不燃ごみが月 1 回、資源ごみは月 1 回であり、その他ごみは月 1 回となっている。

排出されるごみはそれぞれごみステーション方式にて収集を行っており、透明な袋に入れること（一部はひもでしばる）となっている。

また、「小値賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」により、本町における廃棄物処理手数料は 1 世帯当たりの人数により設定されている。

なお、西目最終処分場へ直接搬入ごみされるびん類・乾電池・蛍光灯以外の不燃ごみは手数料を徴収している。

2 中間処理の状況

中間処理施設の概要を表 3-3-2 に示す。

本町は、1992（平成 4）年度に小値賀町ごみ焼却場を整備し、可燃及び資源ごみの処理を行ってきた。また、1999（平成 11）年、2008（平成 20）年にはそれぞれ焼却施設の大規模な改造・改修工事を実施し適切なごみ処理に努めている。

さらに 2002（平成 14）年度にはストックヤードを整備し、資源ごみの島外搬出の効率化に努めている。

表 3-3-2 中間処理施設の概要

施 設 名 称		小値賀町ごみ焼却場
所 在 地		長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷外崎57
焼却施設	竣工年月	1992（H4）年12月
	処理能力	6t/日（6t/8h×1基）
	処理方式	機械化バッチ燃焼式（ストーカ式焼却炉）
	灰処理	埋立処分
	余熱利用	焼用空気加温
資源ごみ分別 圧縮施設	竣工年月	1992（H4）年12月
	処理方式	選別・圧縮＋破碎
施 設 名 称		小値賀町ストックヤード
所 在 地		長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷外崎57
ストックヤード	竣工年月	2002（H14）年3月
	建築面積	199m ²
	処理方式	選別・圧縮・梱包

過去 5 年間における中間処理量の推移を表 3-3-3 及び図 3-3-1 に示す。

焼却処理量は減少傾向を示していたが、2017 年度に増加に転じている。

逆に資源化処理は増加傾向を示していたが、2017 年度に減少に転じている。

表 3-3-3 中間処理量の推移

区分 \ 年度		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	備 考
中 間 処 理	焼却処理	848	821	739	705	764	可燃ごみ
	処理残渣	84	82	74	70	84	埋立処分
	資源化処理	148	146	157	181	160	資源ごみ・その他ごみ
	紙類	57	57	65	63	73	
	紙製容器包装	0	0	0	4	5	
	金属類	48	37	32	32	27	
	ガラス類	35	24	26	28	21	
	ペットボトル	7	7	7	8	8	
	白色トレイ	1	1	1	0	0	
	プラスチック製 容器包装	0	0	6	7	9	
	その他	0	20	20	20	10	

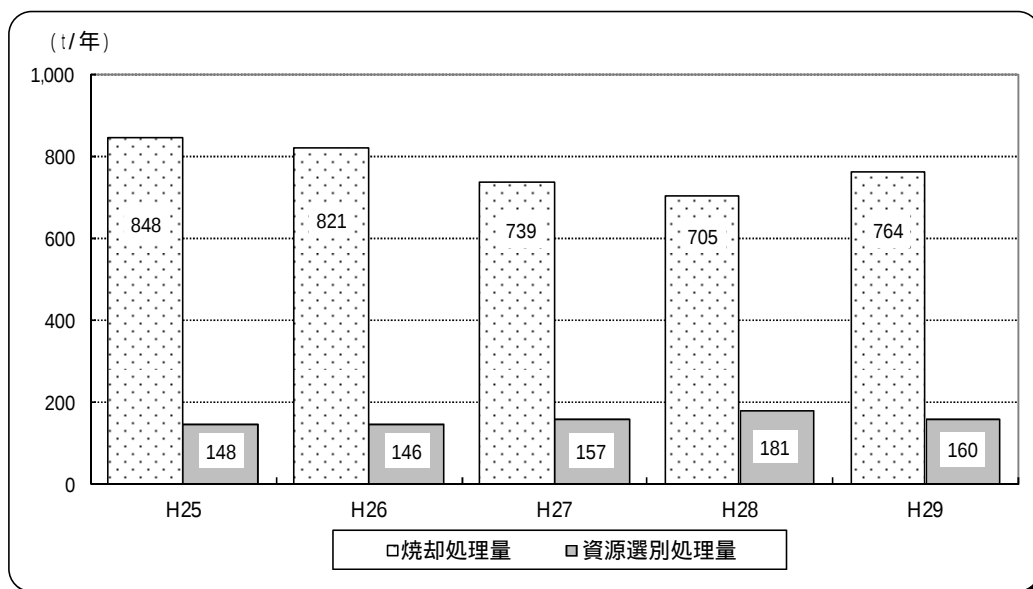


図 3-3-1 中間処理量の推移

3 再資源化の状況

(1) 資源ごみの分別回収等

本町で分別収集された資源ごみは、表 3-3-4 に示すように中間処理施設で処理されるものと、直接資源回収業者に引き渡すものがある。

表 3-3-4 資源ごみの分別回収方法

回収方法	品 目		備 考
中間処理施設での 資源回収	紙類	紙 類	圧縮梱包
		紙 製 容 器 包 装	
	金属類	ア ル ミ	選別・圧縮
		ス チ ー ル	
	ビ ン	茶 色	手選別
		無 色	
		そ の 他	
	プラスチック	ペ ッ ト ボ ト ル	圧縮梱包
		プラスチック製容器包装	
直接資源化	ガラス類	び ん 類	
	その他	そ の 他	

(2) 資源化の実績

過去 5 年間ににおける資源化量の推移を表 3-3-5 及び図 3-3-2 に示す。

これによると、総資源化量及びごみ総排出量に対するリサイクル率ともに増加傾向を示していたが、2017 (平成 29) 年度に減少に転じている。2017 (平成 29) 年度のリサイクル率は 14.3%である。

なお、2015 (平成 27) 年度からプラスチック製容器包装の、2016 (平成 28) 年度から紙製容器包装の分別収集が開始された。

表 3-3-5 資源化量の推移

区分 \ 年度			2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	単位:t/年 備 考
ご み 総 排 出 量			1,326	1,264	1,191	1,200	1,153	
資 源 化 量	処理施設 資源化量	紙 類	57	57	65	63	73	
		紙製容器包装	0	0	0	4	5	
		金 属 類	48	37	32	32	27	
		ガ ラ ス 類	35	24	26	28	21	
		ペットボトル	7	7	7	8	8	
		白 色 ト レ イ	1	1	1	0	0	
		プラスチック製 容 器 包 装	0	0	6	7	9	
		そ の 他	0	20	20	20	10	
		計	148	146	157	162	153	
	直接 資源化量	ガ ラ ス 類	10	0	0	0	0	
		そ の 他	15	15	19	19	12	
		計	25	15	19	19	12	
	総 資 源 化 量		173	161	176	181	165	= +
	リサイクル率		13.0%	12.7%	14.8%	15.1%	14.3%	= ÷

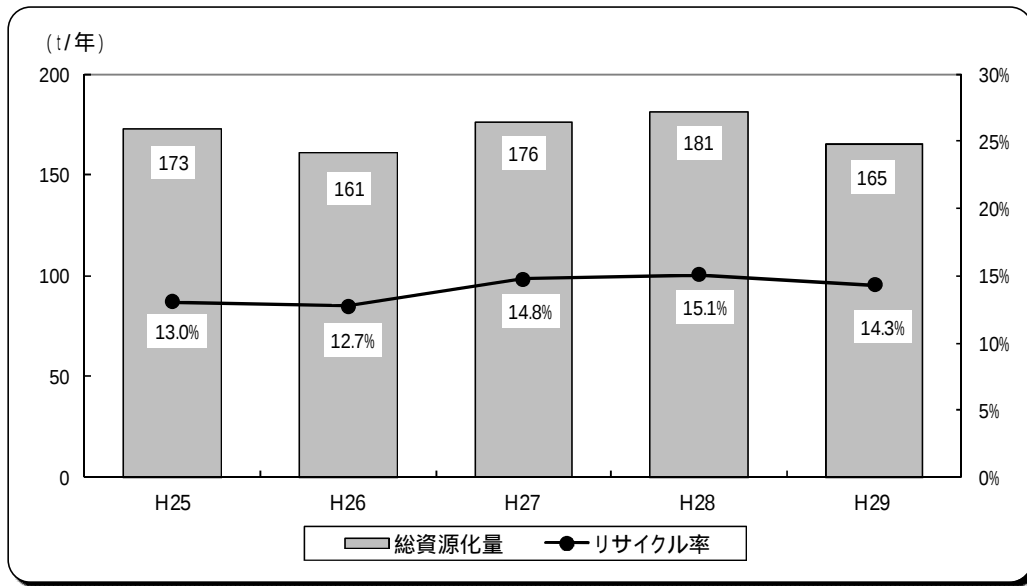


図 3-3-2 資源化量の推移

4 最終処分の状況

本町には、1987（昭和 61）年度に整備した最終処分場を現在も供用中であり、焼却処理残渣及び不燃ごみを埋立処分している。埋立残余容量は2017（平成 29）年度において約 7,000 m³ある。

過去 5 年間における最終処分量の推移は、表 3-3-7 及び図 3-3-3 に示すとおりである。埋立量は概ね減少傾向を示し、最終処分率は 2017 年度で 25.9%である。

表 3-3-6 最終処分場の概要

施 設 名 称		西目最終処分場
所 在 地		長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷外崎57
最終処分場	竣工年月	1987（S61）年11月
	埋立面積	17,255m ²
	埋立容量	39,500m ³
	埋立対象	焼却残渣・不燃ごみ
	しゃ水工	底部シート

表 3-3-7 最終処分量の推移

区分 \ 年度		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	備 考
ごみ総排出量		1,326	1,264	1,191	1,200	1,153	
最終処分量	焼却残渣	84	82	74	70	84	
	不燃ごみ	298	275	267	305	215	直接埋立
	計	382	357	341	375	299	
	最終処分率	28.8%	28.2%	28.6%	31.3%	25.9%	埋立処分量 ÷ ごみ総排出量

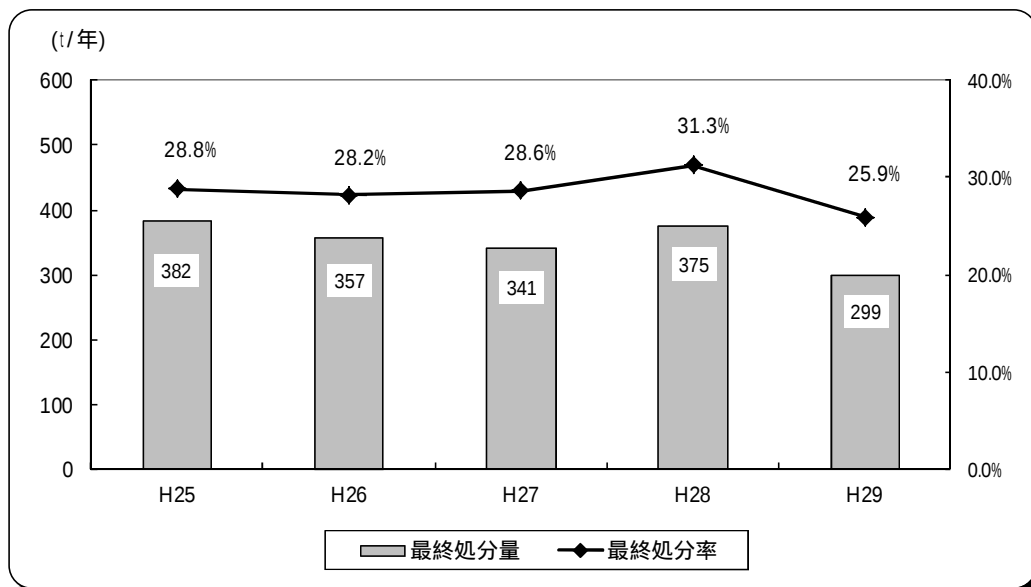


図 3-3-3 最終処分量の推移

5 ごみ処理のまとめ

本町における 2017(平成 29)年度のごみ処理の状況をまとめると、図 3-3-4 に示すとおりとなる。

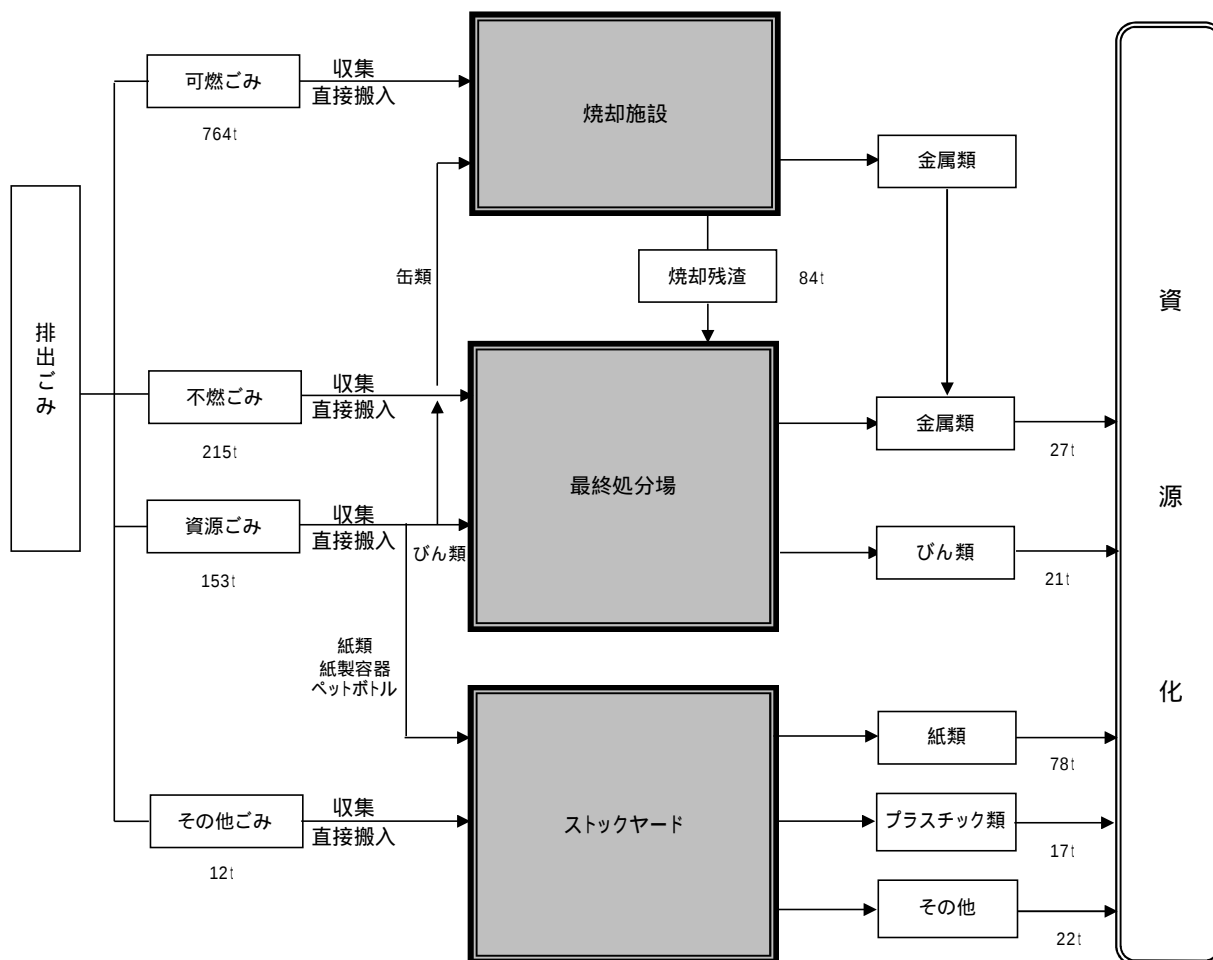


図 3-3-4 ごみ処理のまとめ

6 財政状況

本町における過去のごみ処理に係る財政状況の推移を表 3-3-8 及び図 3-3-5 に示す。

これによると、過去 5 年間の財政状況は増減を繰り返しており、平均で 1 人当たり処理費が 29,791 円、ごみ 1 t 当たり処理費が 62,053 円となっている。

表 3-3-8 財政状況の推移

区分			2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	
歳入 (千円)	特定財源	国庫支出金	0	0	0	0	0	
		都道府県支出金	0	0	0	0	0	
		地方債	0	0	0	0	0	
		使用料及び手数料	6,702	6,981	6,468	6,095	7,163	
		市区町村分担金	0	0	0	0	0	
		その他	276	820	779	734	545	
		計	6,978	7,801	7,247	6,829	7,708	
	一般財源		56,920	83,492	55,011	90,099	55,367	
	合計		63,898	91,293	62,258	96,928	63,075	
歳出 (千円)	建設改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0
			中間処理施設	0	0	0	0	0
			最終処分場	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0
		調査費		0	0	0	0	0
		計		0	0	0	0	0
	建設改良費組合分担金			0	0	0	0	0
	処理及び維持管理費	人件費	一般職	0	0	0	0	0
			収集運搬職	0	0	0	0	0
			中間処理職	13,391	17,501	17,977	19,070	25,995
			最終処分職	2,098	2,064	2,286	2,198	2,498
			小計	15,489	19,565	20,263	21,268	28,493
		処理費	収集運搬費	0	0	0	0	0
			中間処理費	14,466	26,996	14,027	6,479	7,420
			最終処分費	564	522	615	393	739
			小計	15,030	27,518	14,642	6,872	8,159
		車両等購入費		0	23,216	6,314	0	0
		委託費	収集運搬費	15,441	15,173	15,911	15,911	15,911
			中間処理費	8,968	1,462	1,564	51,017	7,786
			最終処分費	5,557	0	0	0	685
			その他	3,413	4,359	3,564	1,860	2,041
			小計	33,379	20,994	21,039	68,788	26,423
		組合分担金		0	0	0	0	0
		調査研究費		0	0	0	0	0
		計		63,898	91,293	62,258	96,928	63,075
		その他			0	0	0	0
	合計			63,898	91,293	62,258	96,928	63,075
	計画収集人口(人)			2,644	2,586	2,533	2,494	2,422
	一人当たり処理費(円/人)			24,167	35,303	24,579	38,864	26,043
処理量(t)			1,319	1,257	1,182	1,191	1,144	
1t当たり処理費(円/t)			48,444	72,628	52,672	81,384	55,135	

資料：一般廃棄物処理実態調査

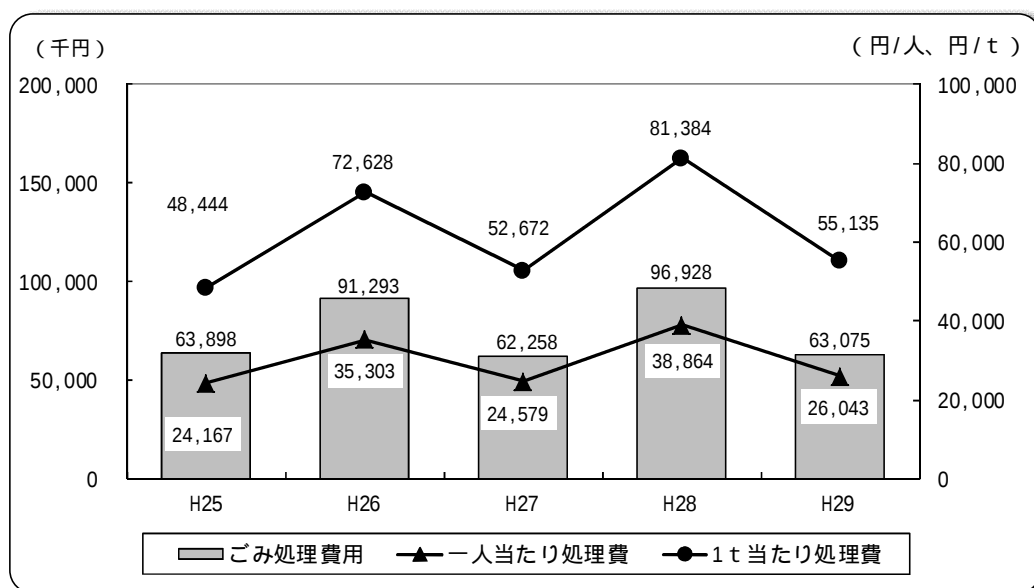


図 3-3-5 財政状況の推移

第4節 ごみ処理行政及びごみ処理技術の動向

1 国の動向

(1) 減量化目標等

国は「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物処理基本方針」の中で、一般廃棄物の減量化目標を設定しており、2020（平成32）年度における目標等を発表している。

また、「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定（見直し）された「第4次循環型社会形成推進基本計画」では、取組目標として一般廃棄物の減量化に関する目標を設定している。

国の減量化目標等を整理すると、表3-4-1に示すとおりである。

表3-4-1 国の減量化目標等

区 分	廃棄物処理基本方針	第4次循環型社会形成推進基本計画
目標年度	2020年度	2025年度
排出削減	ごみ総排出量(t/年)を <u>12%削減¹</u>	ごみ総排出量(g/人・日)を <u>850グラムとする</u>
	ごみ総排出量:収集ごみ量 + 直接搬入ごみ量 + 集団回収量	家庭系ごみ総排出量(g/人・日)を <u>440グラムとする</u>
再生利用率	一般廃棄物:約27%	-
最終処分量	年間処分量を約14%削減 ¹	-

1 目標値の削減率等は、基準年度（2012（H24）年度）に対する目標年度（2020年度）での削減率

(2) 循環型社会形成推進交付金制度

国は、2005（平成17）年度から従来の廃棄物処理施設国庫補助制度を廃止し、新たに広域的な観点から循環型社会の形成を図るための「循環型社会形成推進交付金制度」を創設した。これは、廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、広域のかつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進し、循環型社会の形成を図ることを目的としたものである。

さらに、国は2010（平成22）年3月に「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」を策定し、『廃棄物処理施設において、ストックマネジメントの考え方により、日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備、適時の延命化対策を実施することにより、施設の長寿命化を図り、財政支出の節減を図ることが重要である』としており、交付メニューにも、「廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業」を追加している。

(3) 中央環境審議会

国は、環境基本法に基づき、2001（平成 13）年 1 月から中央環境審議会を設置した。

中央環境審議会の中で廃棄物処理に関する部会は、「廃棄物・リサイクル部会」、「循環型社会計画部会」があり、廃棄物・リサイクル部会にはそれぞれのテーマに沿った小委員会が設置されている。

各部会及び小委員会では、環境に関する重要事項について調査審議を行っている。

2 県の動向

長崎県では、2016（平成 28）年 3 月に「廃棄物処理法」に基づく「長崎県廃棄物処理計画」を策定し、一般廃棄物処理の将来像、基本目標や減量化目標等を表 3-4-2 に示すとおり定めている。

表 3-4-2 長崎県廃棄物処理計画の概要

県の目指す 将来像	ゴミのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」
基本目標	○ 発生廃棄物発生量の最小化 ○ 環境を考えた処理体系の構築 ○ 県民のゴミゼロ意識の確立
実現のための 取り組み方針	1 持続可能な社会に向けた統合的取組の推進 2 地域循環圏形成に向けた取組の推進
一般廃棄物の 目標値	○ 1 人 1 日平均排出量：2020 年度に 886g/人・日（2014（平成 26）年度比 69g/人） ○ リサイクル率：2020 年度で 21%（2014（平成 26）年度比 6.0 ポイント増） ○ 最終処分量：2020 年度に 40 千トン（2014（平成 26）年度比 9 千トン減）

3 関係法令等

(1) 廃棄物・リサイクル関連法

廃棄物処理法以外の関連法として、2000（平成 12）年に循環型社会の形成に関する基本原則を定めた「循環型社会形成推進基本法」が制定された。この法律は、平成 5 年に制定された循環保全の総合的な推進を目的とする「環境基本法」の理念を明確化したもので、循環型社会形成推進基本法に基づき、廃棄物処理・リサイクルに係る法律が整備された。

具体的には、廃棄物処理法の改正、「再生資源利用促進法」が「資源有効利用促進法」に改正された。

個別製品のリサイクルについては、以下の法律が整備されている。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

1995（平成 7）年に容器包装廃棄物のリサイクルを促進する「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）が整備され、2006（平成 18）年 6 月に一部改正されている。

特定家庭用機器再商品化法

1998（平成 10）年に家電 4 品目のリサイクルをメーカー主導で行う「特定家庭用機器再商品化法」（以下「家電リサイクル法」という。）が整備された。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

2000（平成 12）年に一定規模以上の解体工事等において分別解体等を義務づける「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

2000（平成 12）年に食品廃棄物の発生抑制等を定める「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」という。）が整備され、2007（平成 19 年）6 月に一部改正されている。

使用済自動車の再資源化等に関する法律

2002（平成 14）年に自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図る「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が整備された。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

2013（平成 25）年に使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）が整備された。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

2000（平成 12）年に国や自治体等の公共機関に消費者として環境負荷低減に資する物品・サービスの調達を義務づける「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）が整備された。

(2) 環境保全関係法令

ごみ処理施設等の整備に当たっては、その規模と内容に応じて廃棄物処理法をはじめ、表3-4-3に示す環境保全関係法令等の適用を受けることになる。

表3-4-3 環境保全関係法令(ごみ処理施設の場合)

法律名	適用範囲等
廃棄物処理法	処理能力が1日5t以上のごみ処理施設(焼却施設においては、1時間当たり200kg以上又は、火格子面積が2m ² 以上)は本法の対象となる。
大気汚染防止法	火格子面積が2m ² 以上、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であるごみ焼却炉は、本法のばい煙発生施設に該当する。
水質汚濁防止法	処理能力が1時間当たり200kg以上又は、火格子面積が2m ² 以上のごみ焼却施設から河川、湖沼等公共用水域に排出する場合、本法の特定施設に該当する。
騒音規制法	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)は、本法の特定施設に該当し、知事が指定する地域では規制の対象となる。
振動規制法	圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)は、本法の特定施設に該当し、知事が指定する地域では規制の対象となる。
悪臭防止法	本法においては、特定施設制度をとっていないが、知事が指定する地域では規制を受ける。
下水道法	1時間当たり200kg以上又は、火格子面積が2m ² 以上の焼却施設は、公共下水道に排水を排出する場合、本法の特定施設に該当する。
ダイオキシン類対策特別措置法	廃棄物焼却炉で1時間当たり50kg以上または、火格子面積0.5m ² 以上が特定施設となり、大気、水質、土壌の環境基準と排出基準の適用を受ける。

出典：ごみ処理施設整備の計画・設計要領

また、長崎県の環境等に関する条例等は、長崎県環境基本条例をはじめ表3-4-4に示すとおりである。

表3-4-4 長崎県の環境等に関する条例

- 長崎県環境基本条例(平成9年10月13日 条例第47号)
- 長崎県環境影響評価条例(平成21年3月24日 条例第15号)
- 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に排水基準を定める条例(平成21年3月24日 条例第16号)
- 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例(平成24年3月23日 条例第13号)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成23年3月25日 規則第2号)

(4) 土地利用規制に関する法令等

一般に、ごみ処理施設等を設置するにあたっての土地利用規制等に関する法令は、表 3-4-5 に示すとおりである。

表 3-4-5 施設の設置や土地利用規制等に関する法令

法 律 名	適 用 範 囲 等
都市計画法	都市計画区域内でごみ処理施設を設置する場合、都市施設として計画決定が必要。
河 川 法	河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除去する場合。
急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域における、急傾斜地崩壊防止施設以外の設置、又は工作物の設置・改造の制限。
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内にごみ処理施設を建設する場合。
海 岸 法	海岸保全区域において、海岸保全施設以外の施設、又は工作物を設ける場合。
道 路 法	電柱、電線、水管、ガス管等、継続して道路を使用する場合。
都市緑地保全法	緑地保全地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築をする場合。
自然公園法	国立公園又は国定公園の特別地域において工作物を新築し、改築し、又は増築する場合。国立公園又は国定公園の普通地域において、一定の基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築する場合。
鳥獣保護及び狩猟に関する法律	特別保護地区内において工作物を設置する場合。
農 地 法	工場を建設するために農地を転用する場合。
港 湾 法	港湾区域又は、港湾隣接地域内の指定地域において、指定重量を超える構築物の建設、又は改築をする場合。臨港地区内において、廃棄物処理施設の建設、又は改良をする場合。
都市再開発法	市街地再開発事業の施工地区内において、建築物その他の工作物の新築、又は改築等を行う場合。
土地区画整理事業法	土地区画整理事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、又は改築等を行う場合。
文化財保護法	土木工事によって「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘する場合。

出典：ごみ処理施設整備の計画・設計要領

4 ごみ処理技術の動向関係市町の動向

近年のごみ処理に関する技術の動向は、処理プロセス別に表3-4-6に示すようになる。

従来の焼却による安定処理中心であった処理サイクルから、地球環境保全と資源の保護・有効利用を目的とした法整備の進展や社会的な意識の向上に沿って、循環型処理サイクルへ大きく転換している。

表3-4-6 ごみ処理技術の動向

処理プロセス	技術概要	技術要素
排出抑制 再資源化	生ごみ堆肥化技術	家庭用生ごみ処理容器 EM菌
	発泡スチロール資源化技術	ペレット化
収集運搬	ごみ輸送技術	中継基地（ベール・コンバクタ・バインド）
		真空輸送
		地下集積場
	低公害収集車技術	電気自動車 ハイブリッド自動車
中間処理 資源化	堆肥化・燃料化技術	高速堆肥化
		バイオガス化
		RDF化（ペレット、炭化、パウダー）
		RPF化
	プラスチック類油化技術	油化
		ガス化
		還元モノマー化
	不燃物選別技術	ピン・カレット色自動選別
		PVC選別
		永久磁石アルミ選別
	ごみ溶融技術	灰溶融（バーナー、アーク、プラズマ）
		直接溶融
		ガス化溶融
		ガス化改質
	残渣の資源化技術	スラグ化
最終処分	クローズド処分場技術	スーパー発電
		コジェネレーション
	しゃ水技術	ダスト処理技術（固化、キレート）
		排ガス（Nox、水銀、DXN等）処理技術
		多層しゃ水
	浸出水处理技術	漏水検知システム
		自動修復システム
		膜処理
	処分場再生技術	電気透析
		光化学分解
		原位置埋立物減容化
		原位置埋立物固化

第 5 節 ごみ処理の評価及び課題

1 ごみ処理の評価

本町のごみの排出・処理状況等は表 3-5-1 に示すとおりである。また、2016（平成 28）年度における全国平均及び長崎県内市町のごみ処理の状況を表 3-5-2、図 3-5-1 及び表 3-5-3 に示す。

表 3-5-1 ごみ処理の評価表

評価項目		小値賀町の実績値		全国・県の実績値		国・県の目標値	
				全国平均	長崎県平均	国	長崎県
		2016 (H28)年度	2017 (H29)年度	2016 (H28)年度	2016 (H28)年度	2019 (H31) 年度	2019 (H31) 年度
1人1日当たり ごみ総排出量	g/人・日	1,269 (1,305)	1,258 (1,294)	925	944	829	886
リサイクル率	%	15.1%	14.3%	20.3%	15.6%	27%	21%
最終処分率	t/t	31.3%	25.9%	9.2%	8.8%	H22 比で -14%	9.0%

注) 評価項目は、本町で実績等が把握でき、国や県の指標等が公表されている項目を対象とした

1人1日当たりごみ総排出量 = (ごみ排出量 + 自家処理量 + 集団回収量) ÷ 人口 ÷ 365日

町の実績値の()内は自家処理量を除いた値

国の目標値(829g/人・日)は2012(H24)年度からの削減率(-14%)による目安値: $964 \times 86\% = 829$

リサイクル率 = 総資源化量 ÷ ごみ総排出量

最終処分率 = 最終処分量 ÷ ごみ総排出量

国のごみ総排出量、リサイクル率、最終処分率の目標値は、「国の廃棄物処理基本方針」より

県のごみ総排出量、リサイクル率、最終処分率の目標値は、「長崎県廃棄物処理計画」より

(1) ごみ排出量 (2016 (平成 28) 年度における比較)

表 3-5-1 より、本町の 1 人 1 日当たりごみ総排出量は 1,269g/人・日 (2017 (平成 29) 年度で 1,258g/人・日) であり、国の平均値である 925g/人・日や県の平均値である 944g/人・日に比べると多い状況である。

次に表 3-5-2 より、排出区分別で見ると、生活系ごみが 864 g/人・日、事業系ごみが 399 g/人・日であり、国の平均値 (646g/人・日、279 g/人・日) や県の平均値 (635g/人・日、309 g/人・日) と比べても多くなっている。

(2) リサイクル率 (2016 (平成 28) 年度における比較)

表 3-5-1 より、本町のリサイクル率は 15.0% であり、国の平均値 (20.3%) に比べてやや低くなっているが、県の平均値 (15.6%) とは大きな差はない。

(3) 最終処分率 (2016 (平成 28) 年度における比較)

表 3-5-1 より、本町の最終処分率は 31.3% と、国の平均値 (9.2%) や県の平均値 (8.8%) に比べて大きく上回っている。

表 3-5-2 全国平均及び県内市町のごみ排出状況等（2016 年度実績）

区 分		総人口 (人)	ごみ総排出量(g/人・日)			リサイクル率 (%)	最終処分率 (%)
				生活系	事業系		
小値賀町(H29実績)		2,511	1,294	942	352	14.3	25.9
一般廃棄物処理事業実態調査票 (環境省)	長崎市	432,538	964	680	284	15.5	16.9
	佐世保市	256,956	976	517	459	12.6	4.5
	島原市	46,409	1,167	772	395	20.4	2.8
	諫早市	139,421	997	618	379	15.5	1.7
	大村市	95,054	894	586	307	11.9	11.2
	平戸市	32,692	800	665	135	21.0	4.1
	松浦市	23,811	822	723	99	19.9	3.6
	対馬市	31,943	931	604	328	13.3	9.2
	壱岐市	27,643	807	557	250	33.1	0.0
	五島市	38,381	1,027	814	213	13.2	8.5
	西海市	29,133	802	544	258	30.8	3.8
	雲仙市	45,154	913	572	341	14.4	1.1
	南島原市	48,095	915	767	148	15.8	2.2
	長与町	42,559	742	617	125	22.6	1.5
	時津町	30,232	822	584	238	24.8	1.7
	東彼杵町	8,258	650	470	180	8.5	12.0
	川棚町	14,255	811	545	266	11.0	11.7
	波佐見町	15,012	664	493	171	8.5	12.1
	小値賀町	2,583	1,263	864	399	15.1	31.5
	佐々町	13,809	964	611	352	16.3	1.4
	新上五島町	20,214	1,215	1,140	75	7.7	20.8
	県全体	1,394,452	944	635	309	15.6	8.8
全 国 平 均			925	646	279	20.3	9.2

注) ごみ総排出量(g/人・日): (ごみ排出量+自家処理量+集団回収量) ÷ 365 ÷ 人口

家庭系: 集団回収量を含む

リサイクル率: (総資源化量+集団回収量) ÷ ごみ総排出量 × 100

最終処分率: 最終処分量 ÷ ごみ総排出量 × 100

長崎県及び全国平均の値は、「2016(H28)年度 一般廃棄物処理事業実態調査票(環境省)」より

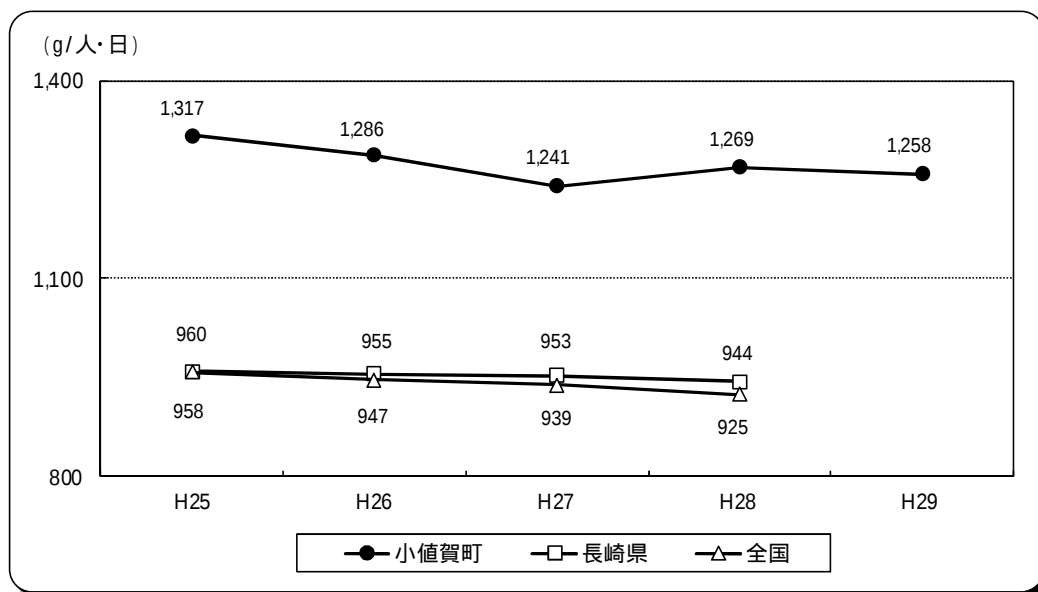


図 3-5-1 1 人 1 日当たり総排出量の推移

表 3-5-3 1 人 1 日当たり資源化量の実績

区 分	小値賀町 2016 (H28) 年度	小値賀町 2017 (29) 年度	長崎県 2016 (H28) 年度	全 国 2016 (H28) 年度
総 人 口(人)	2,583	2,511	1,394,152	127,924,238
ごみ総排出量(t/年)	1,200	1,153	480,300	43,169,649
(g/人・日)	1,269	1,258	944	925
資源化量(t/年)	181	165	57,191	6,522,526
(g/人・日)	192	180	112	140
集団回収量(t/年)	0	0	17,561	2,270,423
(g/人・日)	0.0	0.0	34.5	48.6
総資源化量(t/年)	181	165	74,752	8,792,949
(g/人・日)	192	180	147	188
リサイクル率	15.1%	14.3%	15.6%	20.3%

注) ごみ総排出量: ごみ排出量 + 自家処理量 + 集団回収量
 資源化量: 分別収集等による直接資源化や中間処理で資源化された量
 リサイクル率: 総資源化量 ÷ ごみ総排出量
 長崎県、全国平均は一般廃棄物処理事業実態調査票(環境省)より

2 市町村一般廃棄物処理システムによる評価

「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール((財)日本環境衛生センター)」を用いて評価を行った結果を図 3-5-2 及び表 3-5-4 に示す。また、評価するに当たっての条件等を表 3-5-5 及び表 3-5-5 に示す。

なお、評価に用いた実績値は 2016 (平成 28) 年度の数値であり、類似都市は本町の人口規模に近似の 31 町村を示している。

これによると、本町のごみ処理事業は類似自治体と比較して以下の特徴がある。

- 1 人 1 日当たり排出量が多い。
- 資源回収率が低い。
- 埋立処分量が多い。
- ごみ処理に係る年間経費が多い

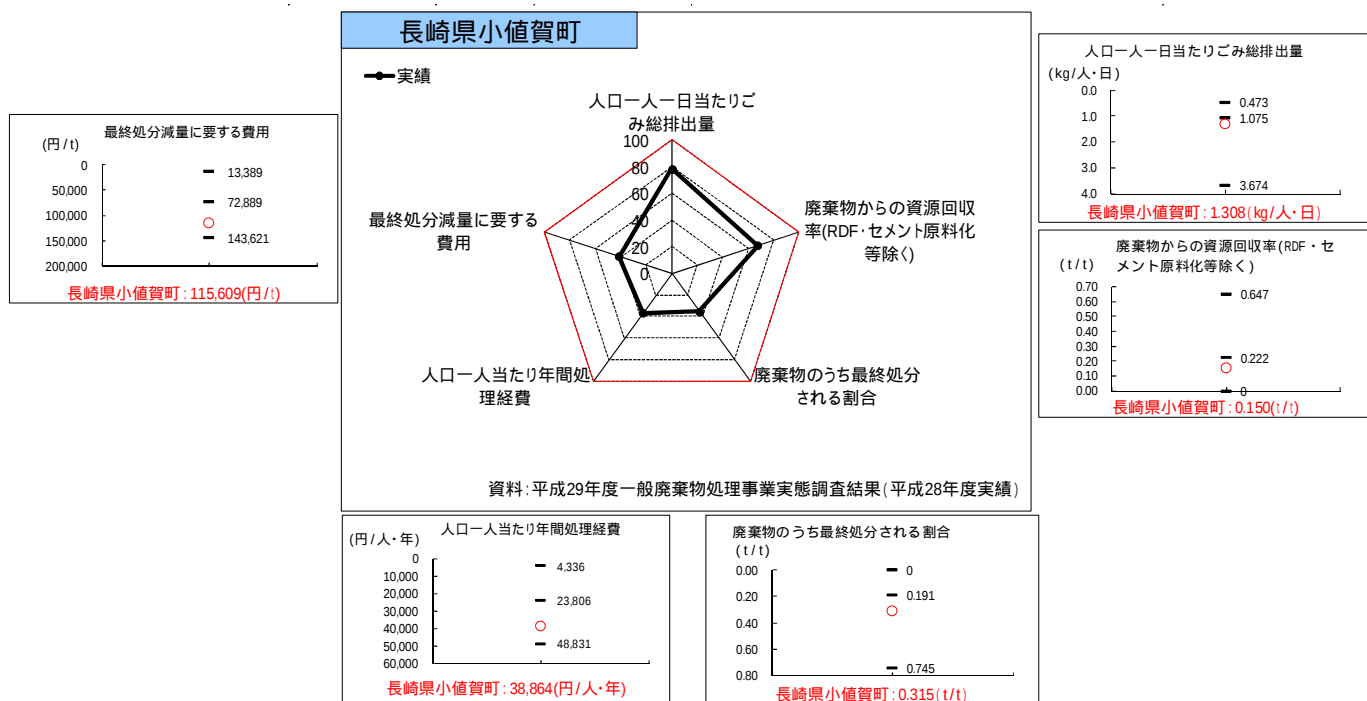


図 3-5-2 一般廃棄物処理システム評価

表 3-5-4 評価指標

指 標	人口1人1日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収の割合 (RDF、セメント原料除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平 均	1.075	0.222	0.191	23,806	72,889
最 大	3.674	2.647	0.745	48,831	143,621
最 小	0.473	0.000	0.000	4,336	13,389
標準偏差	0.603	0.147	0.186	10,414	33,252
本町実績	1.308	0.150	0.315	38,864	115,609
指数値	78.3	67.6	35.1	36.7	41.4
偏差値	46.1	45.1	43.3	35.5	37.2

図 3-5-5 類似（比較対象）都市の条件

項 目		本町	類似都市
人 口		2,583人	町村
産業構造	次・次人口比率	64.5%	次・次人口比80%未満
	次人口比率	55.1%	次人口比55%以上

図 3-5-6 類似（比較対象）都市（人口が近似の都市を抜粋）

類似自治体名	人口(人)	類似自治体名	人口(人)
北海道真狩村	2,080	北海道鶴居村	2,516
北海道喜茂別町	2,247	青森県蓬田村	2,936
北海道積丹町	2,134	青森県佐井村	2,181
北海道秩父別町	2,463	青森県新郷村	2,670
北海道雨竜町	2,513	岩手県普代村	2,825
北海道愛別町	2,992	福島県金山町	2,189
北海道富良野町	2,611	長野県栄村	2,016
北海道当別町	2,792	京都府伊根町	2,230
北海道猿払町	2,770	徳島県佐那河内村	2,470
北海道礼文町	2,651	高知県東洋町	2,658
北海道利尻町	2,125	高知県田野町	2,764
北海道利尻富士町	2,661	高知県安田町	2,809
北海道幌延町	2,415	熊本県水上村	2,276
北海道滝上町	2,684	大分県姫島村	2,169
北海道壮瞥町	2,620	宮崎県椎葉村	2,746
北海道陸別町	2,526	小値賀町	2,583

3 近隣自治体等との比較

2016（平成28）年度における本町の実績値と長崎県、近隣自治体（新上五島町、佐世保市、平戸市、五島市）の実績値を比較したものを表 3-5-7 に示す。

表 3-5-7 近隣自治体等との比較

自治体名	計画収集人口 (人)	1人1日当たりの排出量 (g/人・日)	リサイクル率 (%)	最終処分率 (%)	ごみ処理経費 (円/人・年)
長 崎 県	1,394,452	944.0	15.6%	8.8%	19,687
本 町	2,583	1,263.0	15.1%	31.5%	38,864
新上五島町	20,214	1,215.0	7.7%	20.8%	36,304
佐世保市	256,956	976.0	12.6%	4.5%	15,735
平 戸 市	32,692	800.0	21.0%	4.1%	6,479
五 島 市	38,381	1,027.0	13.2%	8.5%	29,481

注）一般廃棄物処理実態調査（2016（平成28）年度実績）に基づく。

4 ごみ処理の課題

(1) 排出抑制に関する課題

表 3-5-1 より、2016 (平成 28) 年度における本町の 1 人 1 日当たりごみ総排出量は 1,269g/人・日 (2017 年度で 1,258g/人・日) であり、国の平均値である 925g/人・日や県の平均値である 944g/人・日に比べると多い状況である。

ただし、前回基本計画策定時の目標値である 1,455g/人・日 (2018 (平成 30) 年度) については既に達成できている状況である。

生活系と事業系を比較しても、排出区分による差異はほとんどなく (約 1.3 倍程度) 生活系ごみ、事業系ごみ両方の排出抑制について一層の働きかけが必要である。

ごみの排出抑制を進めていくためには、排出者個々の意識が変わっていくことが必要であり、ごみの排出量に応じた適切な処理コストの負担を求めることは、排出者の意識改革を図る上で有効な方策であるといえる。

現在、本町ではごみ処理手数料が 1 世帯当たり人数にて設定されており、ごみの収集における袋の指定も「透明である」ことのみであるが、今後は指定袋制 (有料化) の導入についての検討を行うことも必要である。

(2) 分別収集に関する課題

本町では、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、その他ごみの 4 種分別を行っており、資源ごみについては品目別に再分類して収集を行っている。

ごみの減量化や資源化促進には、適正な分別が必要であるが、本町においては分別区分が少ないとはいえないことから、今後は現在の分別区分の徹底を住民に働きかけることが重要である。

具体的には、可燃ごみに混入している可能性のある資源化対象物を排出段階での分別励行を呼びかける。

(3) 再資源化に関する課題

表 3-5-3 より、2016 (平成 28) 年度における本町のリサイクル率は 15.1% (2017 (平成 29) 年度で 13.9%) と、全国のリサイクル率平均値 (同 20.3%) と比べて低い値であるが、県のリサイクル率平均値 (同 15.6%) とは大きな差異はない。同様に 1 人 1 日当たり資源化量 (g/人・日) も 192g/人・日 (2017 (平成 29) 年度で 180g/人・日) と、全国の 1 人 1 日当たり資源化量の平均値 (同 188g/人・日) や県の 1 人 1 日当たり資源化量の平均値 (同 147g/人・日) と比べても高い値となっている。

また、前回基本計画策定時のリサイクル率の目標値である 17% (2018 (平成 30) 年度) についてはこれを下回っている。

一方で、資源ごみを資源化するには町外 (島外) へ持ち出す必要があるが、海上輸送コストの問題で本土地域に比べると資源化を推し進めるための課題もある。

(4) 中間処理に関する課題

本町のごみ中間処理施設は 1992 (平成 4) 年度に整備されたごみ焼却場があり、その後 2 回にわたる大規模改造・改修工事を経て、現在まで可燃ごみの処理を行っているところである。

しかしながら、施設完成より 25 年以上を経過しており設備の老朽化や技術の陳腐化は避けられない。ただし、既存施設の大規模改修や施設更新 (新設) 等を行うには多大な費用や時間が必要となることから、近隣自治体との共同処理について本格的な検討を行う必要が生じている。

不燃ごみ、資源ごみ、その他ごみについては、現在のところ大きな問題は見られないことから、今後においても適切な運転維持管理を続けていくことが大事である。

(5) 最終処分に関する課題

本町の最終処分場は 1987 (昭和 61) 年度に整備され、焼却処理残渣及び不燃ごみを埋め立てているところである。

当該施設は 2017 (平成 29) 年度現在で、現在のところ約 7,000 m³ の残余容量があり、将来的にも埋立容量枯渇の問題は当分の間見られない。したがって、今後においても適切な運転維持管理を続けていくことが大事である。

(6) 適正処理困難物の取り扱い等

本町においては、適正な処理を行うことが困難な品目 (町が収集・処理を行わないごみ) を定めている。しかしながら、排出者側での処理も難しいことから不法投棄等の問題にも関係してくるものでもあったと考えられる。

これらの廃棄物については、専門業者や販売店に引き取って貰うことや中古品としてリユースすることについて、より一層の広報・啓発活動を行う必要がある。

また、近年大陸からの漂着ポリ容器に代表される漂流漂着ごみが急激に増加しており、これらの回収処理についても大きな課題である。これらは、プラスチック製品が多く、いわゆるマイクロプラスチック汚染問題とも密接に関係していることから、排出元に対する対応を含めた地球環境問題のひとつとして定義する事項でもある。

以上述べた現状の課題に対し、本町における課題と施策の方向性及び問題点を整理すると、表 3-5-8 に示すとおりである。

表 3-5-8 ごみ処理に関する主要施策の効果と課題

項目	課題の内容	施策の方向性	効果	施策実施への課題
ごみの排出抑制	一人一日当たり排出量が県下で最も多い	収集ごみに対する処理手数料の改定	ごみ排出量の抑制	住民の理解
			公平なごみ処理費用の負担	不法投棄の可能性
			ごみ問題等への関心の高まり	導入に対するコストの増加
			資源化促進	住民、事業者等の理解と協力
再資源化の促進	地理的特性(離島)から再資源化ルートの確立が難しい	民間を含めた資源化ルートの開拓整備	資源化対象物増加の期待	コストの負担
			ごみ排出量の抑制	資源化物の利用先(供給先)の確保
			一層の安定処理	施設建設用地の確保
			熱エネルギーの有効利用	住民の理解
ごみ焼却施設の老朽化対策	ごみ焼却施設の老朽化が著しい	新施設の建設	施設の安全性、環境保全性の確保	施設整備に伴う財政負担
			施設の延命化	施設整備に伴う財政負担
		広域処理の推進	適正処理の確保	施設整備に伴う財政負担
				広域処理に係る財政負担
海岸漂着ごみ	漂流漂着ごみの回収処理	排出元への問題提起 自発的な回収処理体制の維持	適正処理、環境保全性の確保	広域処理体制確立への理解と協力
				排出元の理解と協力
				住民等関係者の理解と協力

第 6 節 基本方針等

1 基本理念

わが国では、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動や住民のライフスタイルを見直し、資源を効率的に利用してごみの排出抑制に努め、排出されたごみは可能な限り資源化を図り、どうしても利用できないごみは適正に処理・処分を行うことで、「持続的に環境への負荷を低減する循環型社会」の構築が求められている。

循環型社会を実現するためには、従来の安定処理に軸足を置いた考え方から、廃棄物になるものは受け取らない（Refuse：リフューズ）、廃棄物の発生を抑制する（Reduce：リデュース）、廃棄物を再使用する（Reuse：リユース）、廃棄物を再生利用する（Recycle：リサイクル）というサイクルを中心とし、最後にどうしても循環利用できない廃棄物を適正に処理・処分することが必要である。

また、小値賀町総合計画において、「美しい海のまち」を目指す中で、ごみ処理に関する基本的な方向として、「ごみの適正処理」、「循環型社会の形成」、「町民協働による『ごみゼロ』社会を目指す」を掲げ、住民・事業者・行政がそれぞれの立場で取り組むこととしている。

本計画においては、循環型社会の形成やごみゼロに向けて市民・事業者・行政が相互に役割を分担し、一体となって取り組んでいくものとし、次のとおり基本理念を掲げることとする。

基本理念

環境にやさしい資源循環型社会の構築

2 基本方針

ごみ処理の現状及び課題、並びに基本理念を踏まえ、今後の本町におけるごみ処理を進めるための基本方針を以下のとおりとする。

(1) 環境保全対策の推進

地球環境への負荷低減を目的としたライフスタイルの実現
 個の意識向上を目的とした環境教育の積極的な推進
 問題意識の共有を目的とした積極的な情報公開

(2) 排出抑制・リサイクルの推進

住民・事業者・行政の一体的な排出抑制対策
 分別排出の徹底によるリサイクル率の向上推進
 4 R 運動の推進

「不要なものは受け取らない (Refuse : リフューズ)」
 「廃棄物の発生を抑制する (Reduce : リデュース)」
 「ものの再使用に努める (Reuse : リユース)」
 「再生利用に努める (Recycle : リサイクル)」

分別収集に対する一層の啓発

(3) 適正処理の推進

既存施設の適正な運転・管理についての研究
 可燃ごみ処理の広域化に向けての研究
 ごみ収集運搬の適正化についての研究

第 7 節 目標値の設定及び将来予測

1 目標値の設定

前節の基本理念や基本方針に基づき、本町におけるごみの排出削減目標及び資源化の目標を、国や県の目標値も踏まえて以下のとおり設定する。

(1) ごみの排出削減目標

本町のごみ総排出量は概ね減少傾向を示しているが、国や県の平均値に比べてかなり多い状況であることから、一層の排出削減が必要である。

排出削減目標の設定に当たっては、国や県の目標を目指すこととするが、本町における実現可能な指標として隣接自治体の排出量に近づけることが妥当と考える。したがって、計画目標年度におけるごみ総排出量の削減目標を以下のとおり設定する。

排出削減目標

ごみ 1 人 1 日当たり総排出量を基準年度比 - 10.0%以上とする

基準年度：2017（平成 29）年度

(2) 資源化の目標

本町の資源化率は平成 29 年度実績で 14.3%と国や県の平均値を下回っているが、依然焼却処理されている資源化物があることから、れらを対象として資源化促進を図ることで資源化率の向上を目指す。

資源化の目標設定に当たっては、国や県の目標を目指すこととするが、離島であるという地域特性によりリサイクルに関するコスト等の問題から大きな上昇は見込みにくいと考える。したがって、計画目標年度における資源化の目標を以下のとおり設定する。

資源化の目標

資源化率は現状の値（14.3%）を維持する

(3) 最終処分目標

本町の最終処分率は平成 29 年度実績で 25.9%と国や県の平均値大きく上回っていることから、共同処理の実現や分別の徹底による埋立処分量の減量を目指す。したがって、計画目標年度における最終処分の目標を以下のとおり設定する。

最終処分の目標

目標年次における最終処分率を 20.0%以下とする

2 ごみ総排出量及び処理量の予測

(1) 将来人口の予測

将来の人口は、次の方法により予測した。

- ・ 過去の実績から統計計算による予測を行い、その結果と上位計画等との整合について確認する。
- ・ 整合性が高く、予測結果の相関も高い予測式の値を採用する。

本町の将来人口については、総合計画の人口を参考にしながら、現在計画中の「小値賀町污水处理広域化・共同化計画」(以下「污水处理計画」という)の人口と整合させることとする。

将来人口の予測結果は、表3-7-1及び図3-7-1に示すとおりである。

表3-7-1 将来人口の予測結果

単位:人

年 度		実績人口	総合計画人口 ¹	污水計画人口 ²	計画値
実 績	2013(H25)	2,759			
	2014(H26)	2,692			
	2015(H27)	2,630			
	2016(H28)	2,583			
	2017(H29)	2,511			
予 測	2018				2,440
	2019				2,370
	2020		2,300	2,300	2,300
	2021				2,230
	2022				2,160
	2023				2,090
	2024				2,020
	2025			1,951	1,951
	2026				1,893
	2027				1,835
	2028				1,778
	2029				1,721
	2030			1,664	1,664
	2031				1,610
	2032				1,556
	2033				1,502

赤字は、推計最終年度より直線回帰した値

1 小値賀町総合計画における目標人口

2 小値賀町污水広域化・共同化計画にて設定した予測人口(太字部分)

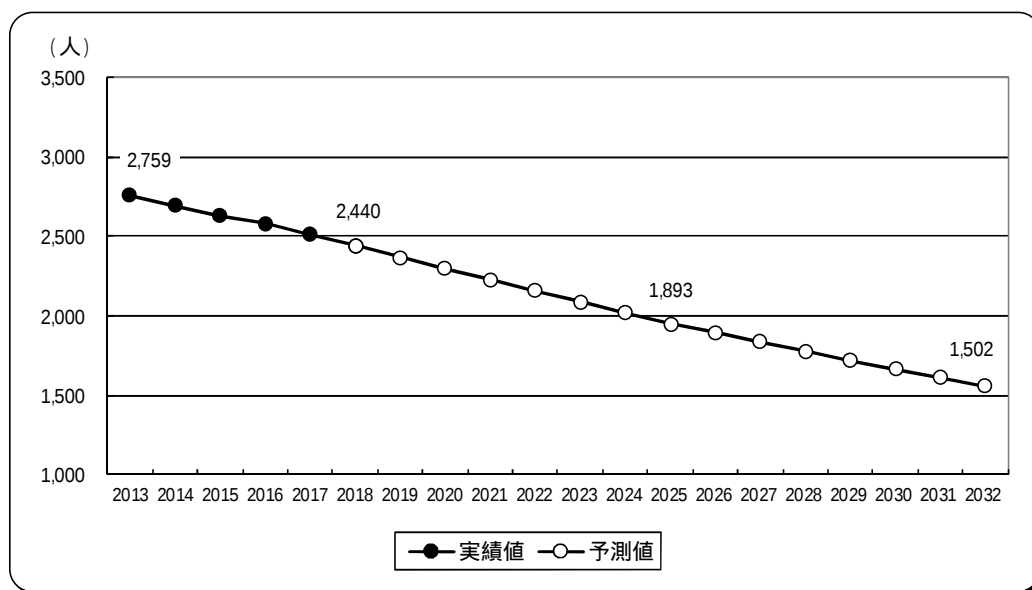


図 3-7-1 将来人口の予測結果

(2) ごみ総排出量の予測

ごみ総排出量は、次の方法により予測した。

- ・ 2013（平成25）～2017（平成29）年度の実績から、「生活系ごみ」「事業系ごみ」「自家処理ごみ」の排出区分別に予測を行う。
- ・ 排出区分ごとの予測値から2017（平成29）年度の実績に基づき、ごみの種類別排出量を比率按分して算出する。

現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測結果は、表3-7-2に示すとおりである。

表3-7-2 ごみ総排出量の予測結果（現状推移）

単位:t/年

区分\年度		実績	予 測				備 考
		2017 (H29)	2026		2033		
				増減率		増減率	
行政区域内人口(人)		2,511	1,893	-24.6%	1,502	-40.2%	
計画収集人口(人)		2,422	1,827	-24.6%	1,450	-40.1%	
自家処理人口(人)		89	66	-----	52	-----	
生活系 ごみ量	委託収集ごみ	747	543	-27.3%	424	-43.2%	
	直接搬入ごみ	86	59	-31.5%	46	-46.5%	
	計	833	602	-27.7%	470	-43.6%	
事業系 ごみ量	委託収集ごみ	78	71	-8.5%	69	-12.0%	
	直接搬入ごみ	233	213	-8.5%	205	-12.0%	
	計	311	285	-8.5%	274	-12.0%	
ごみ排出量		1,144	887	-22.5%	744	-35.0%	
(g/人・日)		1,294.1	1,330.0	2.8%	1,405.3	8.6%	
自家処理量		9.0	6.7	-----	5.3	-----	
(g/人・日)		277.1	277.1	-----	277.1	-----	
ごみ総排出量		1,153	894	-22.5%	769	-33.3%	
(g/人・日)		1,258.0	1,293.3	2.8%	1,366.3	8.6%	

計算上少数点以下の数値を丸めているため、見かけ上計算に整合がとれていないものもある。

計画目標年度である 2033 年度におけるごみ総排出量は 769 t で、1 人 1 日当たり排出量では 1,366.3g と基準年度である 2017（平成 29）年度に対して 8.6%増となっており、排出削減目標である基準年度比 - 5.0%に対しては 15 ポイント以上上回る事となる。

このため更なる減量化を行うものとして、以下の方針を定める。

生活系ごみ：予測値に対して 17.5%の減量（計画目標年度）

事業系ごみ：予測値に対して 17.5%の減量（計画目標年度）

この結果、計画目標年度におけるごみの総排出量は、618 t、1 人 1 日当たり排出量では 1,127.2g となり、目標値の基準年度比 - 10.0%の削減が可能となっている。

また、隣接自治体である新上五島町の排出目標（2025 年度）である 1,188.3g/人・日の水準に達することができる。（2025 年度予測値：1,181g/人・日）

排出削減を行った場合のごみ総排出量の予測結果を表 3-7-3、図 3-7-2、図 3-7-3 及び図 3-7-4 に示す。

表 3-7-3 ごみ総排出量の予測結果（排出削減後）

単位:t/年

区分\年度		実績	予 測			備 考	
		2017	2026	2033			
			増減率	増減率			
行政区域内人口（人）		2,511	1,893.0	-24.6%	1,502.0	-40.2%	
計画収集人口（人）		2,422	1,827.0	-24.6%	1,450.0	-40.1%	
自家処理人口（人）		89	66.0	-----	52.0	-----	
生活系 ごみ量	委託収集ごみ	747	488.3	-34.6%	334.5	-55.2%	
	直接搬入ごみ	86	52.6	-38.9%	35.7	-58.5%	
	計	833	540.8	-35.1%	370.2	-55.6%	
事業系 ごみ量	委託収集ごみ	78	66.6	-14.6%	60.8	-22.0%	
	直接搬入ごみ	233	198.9	-14.6%	181.7	-22.0%	
	計	311	265.5	-14.6%	242.5	-22.0%	
ごみ排出量		1,144	806	-29.5%	613	-46.4%	
(g/人・日)		1,294.1	1,209.2	-6.6%	1,157.8	-10.5%	
自家処理量		9.0	6.7	-25.8%	5.3	-41.6%	
(g/人・日)		277.1	277.1	0.0%	277.1	0.0%	
ごみ総排出量		1,153	813	-29.5%	618	-46.4%	
(g/人・日)		1,258.0	1,176.9	-6.4%	1,127.2	-10.4%	

計算上少数点以下の数値を丸めているため、見かけ上計算に整合がとれていないものもある。

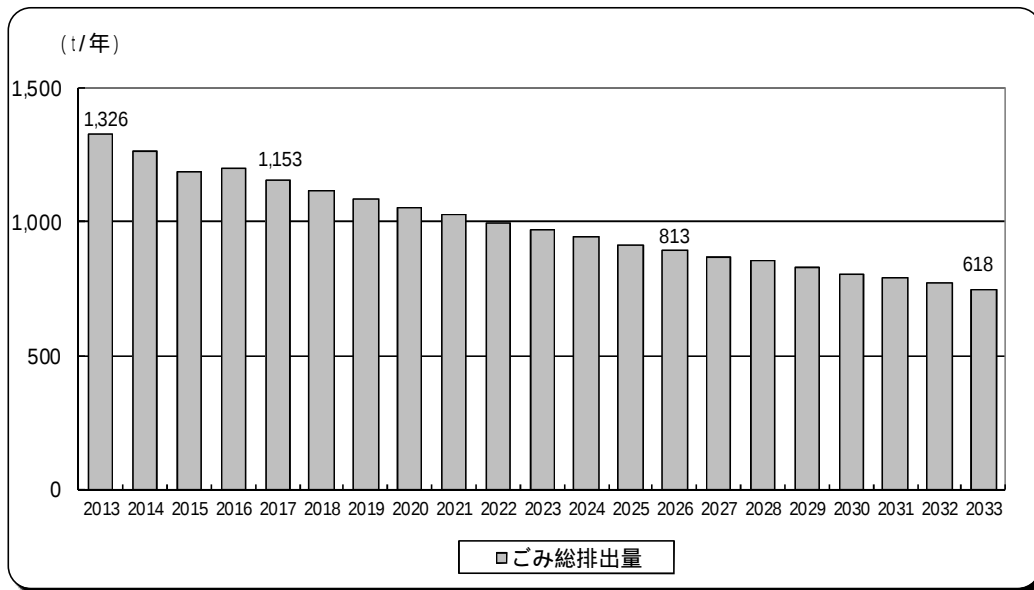


図 3-7-2 ごみ総排出量の予測結果（減量化後）

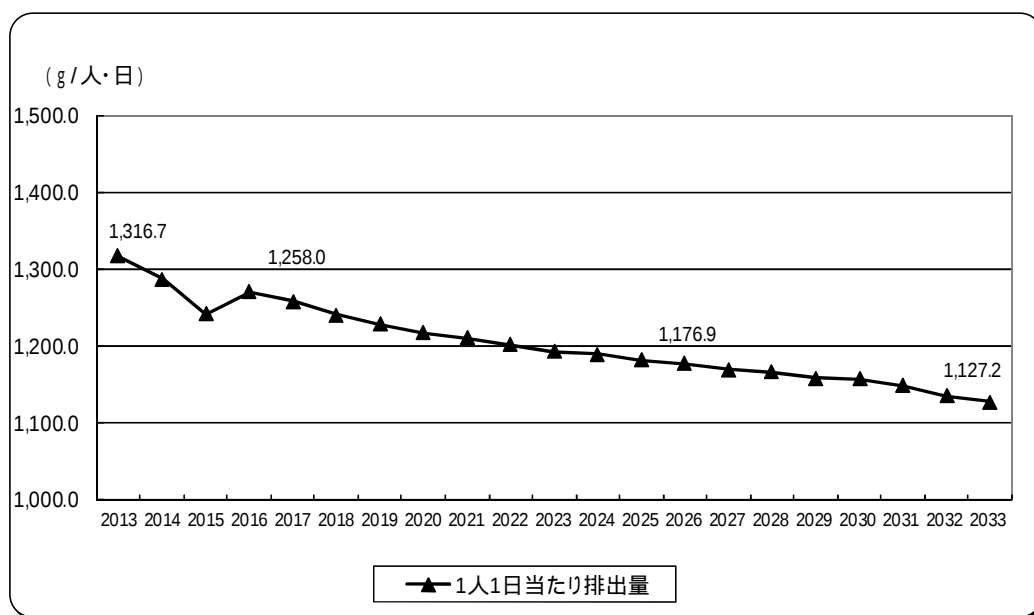


図 3-7-3 1 人 1 日当たり排出量の予測結果（減量化後）

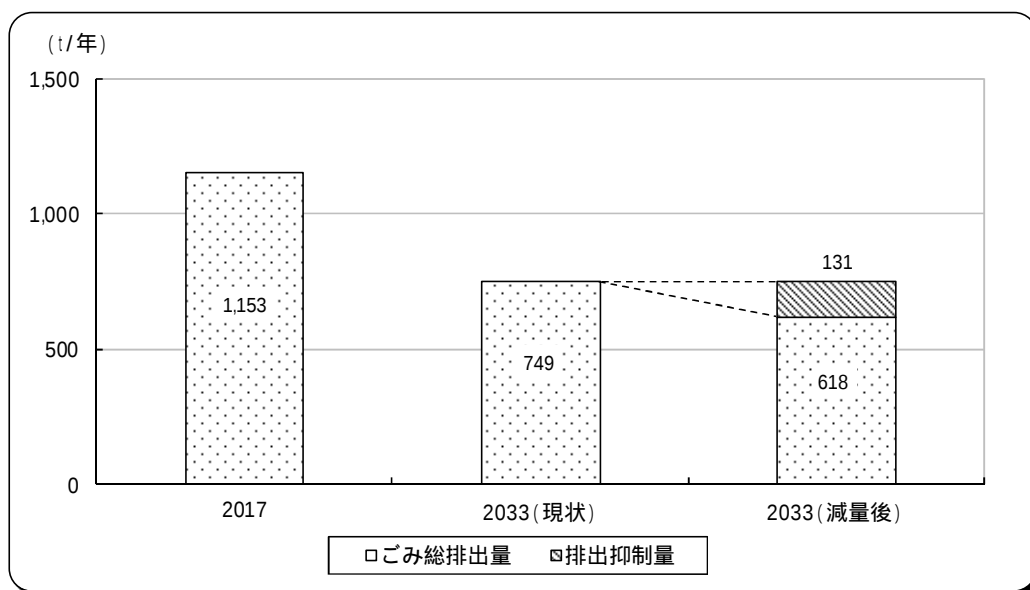


図 3-7-4 排出削減前後の総排出量比較

(3) ごみ処理量の予測

排出削減を考慮したごみ排出量に基づく種類別処理量の予測結果は、表 3-7-4 に示すとおりである。

表 3-7-4 種類別処理量の予測結果(排出削減後)

区分\年度		単位:t/年		
		実績	予 測	
		2017(H29)	2026	2033
可燃ごみ	(焼却)	764.0	475.9	306.9
焼却処理		764.0	475.9	306.9
	処理残渣	84.0	0.0	0.0
不燃ごみ	(埋立処分)	215.0	151.6	115.1
資源ごみ	(資源化)	165.0	116.3	88.4
その他ごみ	紙類	73.0	51.5	39.1
	紙製容器包装	5.0	3.5	2.7
	金属類	27.0	19.0	14.5
	ガラス類	21.0	14.8	11.2
	ペットボトル	8.0	5.6	4.3
	容器包装プラスチック	9.0	6.3	4.8
	その他	22.0	15.5	11.8
資源化量		165.0	116.3	88.4
資源化率		14.3%	14.3%	14.3%
最終処分量		299.0	151.6	115.1
処分率		25.9%	18.6%	18.6%

計算上少数点以下の数値を丸めているため、見かけ上計算に整合がとれていないものもある。

これによると、計画目標年度における資源化率は 14.3%であり、基準年度である 2017 (平成 29) 年度と同等の値となっている。

今後、資源化促進を目指すためには、現在の分別収集の徹底を呼びかけることが必要である。具体的には、可燃ごみに混入されている資源化可能物(プラスチック類)の更なる分別が考えられる。

また、計画目標年度における最終処分率は 18.6%であり、基準年度である 2017 (平成 29) 年度の 31.5%と比較して 12.9 ポイントの削減となっている。

第 8 節 排出抑制・再資源化計画

1 排出抑制のための方策

ごみの排出を抑制し、排出されたごみを可能な限り再生・再資源化し、環境に負荷がかからないよう適正に処理・処分することがごみ処理の基本であり、ごみの排出抑制・再資源化が本計画の中で最重点課題と位置づけられる。

ごみの排出抑制・再資源化の促進にあたっては、大量生産・大量消費に代表される社会経済システムの見直しのみならず、ライフスタイルの見直しなど資源化と省資源を基本とした環境への負荷の少ないシステムをめざす必要がある。

そのためには、行政、住民及び事業者それぞれの役割分担を明確にし、三者が一体となっ

てごみの発生を抑制していかなければならない。
従って、次のように行政、住民、事業者が一体となり、各々が適切に役割分担を果たしながら効果的な施策の推進に努める。

(1) 行政の役割

本町では、ごみの排出抑制を促進するため、住民、事業者及び行政の責任と役割分担を明確にし、以下の施策を講じていくものとする。

教育、啓発活動の充実

住民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な出し方に関する啓発を徹底するために啓発の充実に努めるものとする。

また、ごみの減量化に関する社会意識を育てるため、学校や地域社会の場において環境教育等に積極的に取り組んでいく。

- パンフレットや副読本の作成
- 町内広報誌の有効利用
- 住民に対する説明会の開催
- ごみ処理施設の見学

ごみ減量化のための支援策

現在、実施している支援策に加えて新制度設立に向けた研究を行うなど、支援策について検討を進めていく。

- 生ごみ処理対策に関する促進
- パンフレットや副読本の作成
- 住民団体が行う資源ごみの集団回収活動に対する補助制度の研究

事業系ごみの排出抑制指導

事業系ごみを排出する事業所等に対して、排出抑制を促すような指導を進めていく。

- 廃棄物減量化計画の策定指導
- 古紙類の分別や生ごみの堆肥化等、排出抑制対策の指導

ごみの処理に係る有料化と資源化の仕組みづくり

- 現在は 1 世帯当たり人数によるごみ処理手数料の改定（有料指定袋制の導入等）についての研究
- 事業系ごみの処理費用改定についての研究
- 再資源化に関する仕組みづくりの研究

ごみ減量化・包装廃棄物削減への取組み要請

ごみの減量化を目的とした活動を積極的及び自主的に取り組む小売店を増やすための協力要請を進めている。

- 買い物袋（マイバッグ）持参運動を推進し、レジ袋の削減に努める
- 環境にやさしい商品を販売すると共に、消費者がこれらの商品を購入しやすいように工夫する
- 包装紙、袋等の簡素化など簡易包装を実践する
- 空き缶、空きびん、牛乳パック、食品トレイ等の容器を店頭回収する
- トレイ等使い捨て製品の使用削減（ばら売りの実施）に努める
- 再利用可能な容器を使用する商品の販売に積極的に取り組む
- 広告、チラシ、事務用品等の使用抑制や再生紙の使用に積極的に取り組む

各種イベントの開催

フリーマーケットやリサイクルフェアなど各種イベントを開催し、ごみの減量化やリサイクルに対する意識の高揚を図る。

公共施設、公共事業における再生品の使用促進等

- 事務用紙、コピー用紙、トイレトペーパー等の庁用品の再生品使用
- 公共事業等において廃材や廃材の再生品等の使用

行政におけるペーパーレスの率先行動

不要なコピーやプリントアウトを極力削減し、行政の活動においてペーパーレス化の率先行動を行う。

(2) 住民の役割

住民は、ごみを排出する当事者として、町のごみ減量化に係る諸施策に協力し、実践していくものとする。

資源ごみ等の分別

本町が実施している資源ごみ等の分別収集等に協力することで排出抑制につなげる。

- 各家庭での分別の徹底
- ごみステーションでの分別指導
- 生ごみ処理機等の積極利用

生ごみの減量化

生ごみの水切りを行うとともに、本町が制定している補助金制度等を利用することで生ごみの堆肥化・減量化を行う。

- 料理や片づけで工夫（生ごみ自体を減らす）
- 料理中に濡らさない
- 捨てる前に乾かす
- 水切り用具（三角コーナー・通気式生ごみ保管容器等）の利用

消費行動

日常の消費行動を見直すことで、廃棄物の発生そのものを抑制する。

- 買い物袋（マイバッグ）の持参
- 不要包装、不要容器を断る
- 再生品の積極購入
- 使い捨て商品の購入・使用抑制
- リターナブル容器の積極利用

各種イベントへの参加

ごみ減量及びリサイクルに関する各種イベント（フリーマーケットやリサイクルフェア等）へ積極的に参加する。

販売店での引取依頼

家電 4 品目をはじめ、販売店等で引取可能なものは極力引き取ってもらうようにし、適正なルートでの処理・再生を行う。

再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、割り箸や紙コップ等の使い捨て品を極力使用しないようにする。

また、可能な限り、物をむだに消費しない生活スタイルを心がける。

(3) 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って発生するごみを自らの責任において適正に処理するとともに、製造・流通・販売の各段階におけるごみの排出抑制を行うものとする。

ごみ排出事業者における排出抑制

- 事業活動に伴って発生するごみの、事業所内での排出抑制及び再生利用に努める
- 複数事業者の協力による回収体制の整備
- 多量のごみを排出する事業所の廃棄物減量化計画の作成と実行
- 事業者及び従業員の廃棄物減量化に関する意識の高揚
- 事業所で使用する事務用品や日用品等の再生品使用
- 事業活動に使用する原材料についても再生品の使用
- 食品リサイクル法に基づく、生ごみの堆肥化・減量化の推進

製造事業者における排出抑制

- 使い捨て容器の製造の自粛
- 環境やリサイクルを考えた製品の開発
- 有効期限を長くできるような製品開発
- 商品の修理サービス等の拡大
- 再生資源を用いた製品の開発及び供給の拡大

流通業者・販売業者における排出抑制

- 過剰包装を行わない
- 適正包装の促進及び適正包装の方法の開発
- 使い捨て容器販売の自粛
- 環境やリサイクルを考えた製品の販売
- 容器包装等の回収ルートの整備
- 家電製品等の引き取り努力
- 消費者による買い物袋持参運動等への積極的な協力
- 消費者へ再生品の利用促進

その他

- 本町が実施するごみ減量施策に協力
- 事業系ごみ減量化の推進
- 事業者同士による情報交換や調査研究

2 再資源化計画

(1) 容器包装の資源化促進

本町では現在、缶類（スチール缶・アルミ缶）、びん類（無色・茶色・その他）、プラスチック類（ペットボトル・トレイ・その他プラスチック製容器包装）、紙類（段ボール・紙パック・その他紙製容器包装）の分別収集を行っている。

また、小型電子機器の拠点回収や家電 4 品目の店頭回収に努めている。

今後も現在の分別区分を維持し、かつその分別精度を向上させることでさらなる資源化につなげる。

表 3-8-1 容器包装の分別収集計画

区 分		資源化計画	将 来
缶類	スチール	焼却施設で選別・圧縮	現行のとおり
	アルミ		
びん類	無色	びん・缶保管場にて保管	現行のとおり
	茶色		
	その他		
プラスチック類	ペットボトル	分別収集後にストックヤードで圧縮梱包後保管	現行のとおり
	プラスチック類(トレイ)	分別収集後にストックヤードで圧縮梱包後保管	
	その他プラスチック製容器包装	分別収集後にストックヤードで圧縮梱包後保管	
紙類	段ボール	分別収集後にストックヤードで圧縮梱包後保管	現行のとおり
	紙パック	分別収集後にストックヤードで圧縮梱包後保管	
	その他紙製容器包装	分別収集後にストックヤードで圧縮梱包後保管	

(2) 中間処理での資源化

中間処理での資源化は、今後と同様に缶類は焼却施設における選別圧縮、プラスチック類及び紙類はストックヤードにおける圧縮梱包を継続する。また、ストックヤードに減容化等に係る設備の設置を計画することで、資源化の促進についての検討を行う。

(3) 再資源化の量

再資源化の量を表 3-8-2 及び図 3-8-1 に示す。

資源化率は、2017 (平成 29) 年度の 14.3%と同様に 2033 年度も 14.3%となる。

表 3-8-2 再資源化の量

区分 \ 年度		単位:t/年		
		実績 2017(H29)	予 測 2026	2033
中間 処 理	リサイクル施設			
	紙類	73.0	51.5	39.2
	紙製容器包装	5.0	3.5	2.7
	金属類	27.0	19.0	14.5
	ガラス類	21.0	14.8	11.2
	ペットボトル	8.0	5.6	4.3
	容器包装プラスチック	9.0	6.3	4.8
	その他	10.0	7.1	5.4
	資源化計	153.0	107.9	82.0
再 生 利 用	資源化量			
	処理後資源化	153.0	107.9	82.0
	直接資源化	12.0	8.4	6.4
	ごみ総排出量	1,153.0	813.2	618.0
	総資源化量	165.0	116.2	88.5
	資源化率	14.3%	14.3%	14.3%

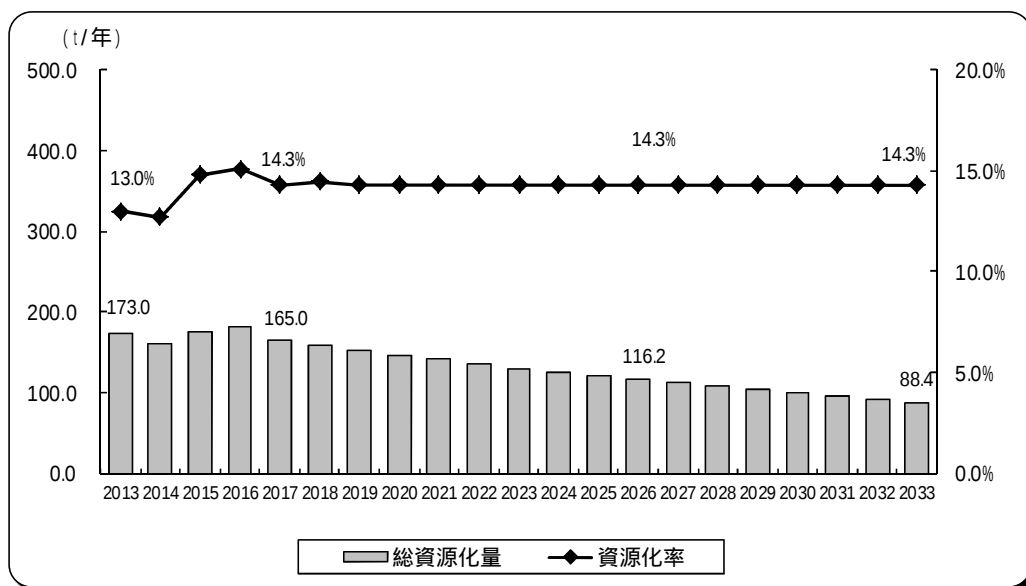


図 3-8-1 再資源化の量

第9節 ごみの適正処理計画

1 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬の方法

計画収集区域

本町全域を収集対象区域とする。

分別収集区分

計画目標年度における分別収集区分を表3-9-1に示す。

現在と同様の分別区分を継続して収集する。

表3-9-1 目標年度における分別収集区分

分別区分	内 容 例	備 考
可燃ごみ	生ごみ、紙くず、プラスチック製品、木くず、ゴム製品、てんぷら油、皮製品、衣類、布団類、木製家具、葉・小枝	
不燃ごみ	小型家電、金物、土砂、がれき、花瓶、化粧びん、茶碗、植木鉢 割れた電球	
資源ごみ	飲料缶、菓子缶、茶筒、飲料びん、食品びん、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、電池、蛍光灯、プラスチックボトル、パック・カップ・トレイ類、紙箱、紙カップ、アルミ付紙パック	
家電4品目	テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機	町内電気店にて回収
小型電子機器	携帯電話、ノートパソコン、デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯ゲーム、ICレコーダ、音楽プレーヤー、充電器	回収ボックスにて回収

収集・運搬の方法

収集運搬については、現在と同様に表 3-9-2 に示すとおりとするが、収集回数については必要に応じて見直しを行っていくこととする。

表 3-9-2 収集・運搬の方法

分別区分			排出形態		収集回数	収集方法
生活系	可燃ごみ		透明袋・しばる	ごみステーション	週3回	委託収集
	不燃ごみ		透明袋	ごみステーション	月1回	委託収集
	資源ごみ	紙製容器包装 プラスチック製容器包装	透明袋	ごみステーション	週1回	委託収集
		上記外の資源ごみ	透明袋	ごみステーション	月1回	委託収集
	その他ごみ		透明袋	ごみステーション	月1回	委託収集
事業系	可燃ごみ		透明袋・しばる	ごみステーション	週3回	委託収集
	不燃ごみ		透明袋	ごみステーション	月1回	委託収集
	資源ごみ	紙製容器包装 プラスチック製容器包装	透明袋	ごみステーション	週1回	委託収集
		上記外の資源ごみ	透明袋	ごみステーション	月1回	委託収集

(2) 収集・運搬の量

計画目標年度（2033 年度）における収集・運搬の量を表 3-9-3 に示す。

表 3-9-3 収集・運搬の量

区分 \ 年度		単位: t/ 年		
		実績	予 測	
		2017(H29)	2026	2033
計画収集人口(人)		2,511	1,893	1,502
生活系	可 燃 ご み	653	427	292
	不 燃 ご み	13	8	6
	資 源 ご み	75	49	34
	そ の 他 ご み	6	4	3
	小 計	747	488	334
事業系	可 燃 ご み	73	62	57
	そ の 他 ご み	5	5	4
	小 計	78	67	61
合 計		825	555	395

2 中間処理計画

(1) 中間処理の方法

計画目標年度（2033 年度）における中間処理の方法を表 3-9-4 及び図 3-9-1 に示す。

中間処理については、可燃ごみ処理施設（焼却施設）の老朽化・陳腐化が著しくなっており、「既存施設の大規模改修」「施設更新（新設）」「隣接自治体との共同処理」のいずれかを決定しなければならない。

本町においては、大規模改修や新設には多大の時間及び費用がかかることから、隣接自治体（新上五島町）との共同処理を目指して関係者との協議・検討を進めることとし、具体的には 2021 年からの共同処理を目指すものである。

また、新上五島町への運搬については海上輸送となることから、輸送コストの削減を目的とした積替輸送について検討を行うこととする。

表 3-9-4 中間処理の方法

ごみの種類		中間処理方法
可 燃 ご み		ごみ焼却場にて焼却処理し、処理残渣は西目最終処分場にて埋立処分する 2021年度から新上五島町との共同処理（処理委託）を計画
不 燃 ご み		西目最終処分場にて埋立処分する
資源 ごみ	缶 類	ごみ焼却場にて保管後、資源として回収する 生ビンのみ収集後、町保管庫にて保管後、資源として回収する
	ビ ン 類	ストックヤードにて保管後、資源として回収する 減容化設備等の設置について検討を行う
	ペットボトル	
	プラスチック類	
	紙 類	

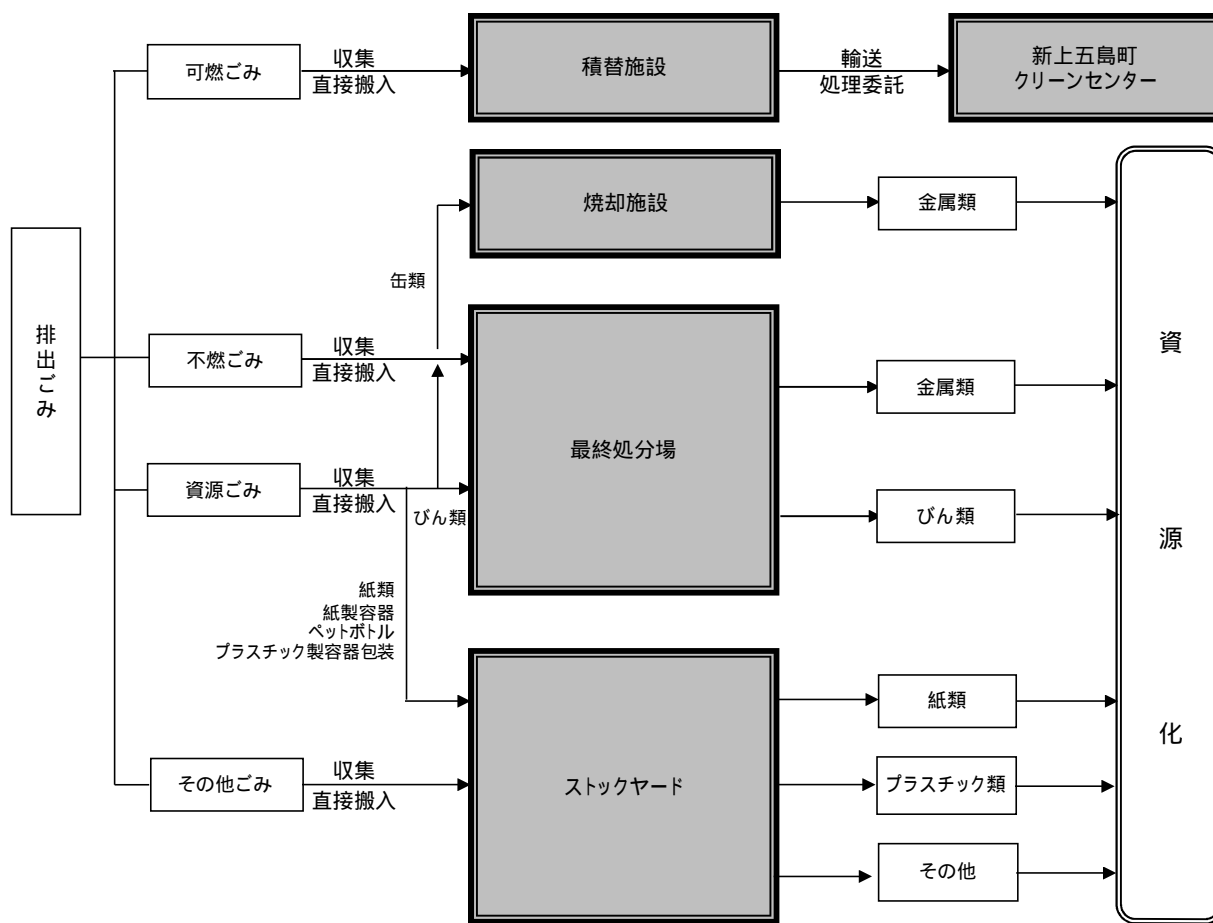


図 3-9-1 中間処理フロー（2033 年度）

(2) 中間処理の量

計画目標年度（2033 年度）における中間処理の量を表 3-9-5 に示す。

焼却処理量は 2017（平成 29）年度に対して約 60%の減少が見込まれる。

表 3-9-5 中間処理の量

単位:t/年

区分\年度	実績	予 測	
	2017(H29)	2026	2033
ご み 総 排 出 量	1,153.0	813.2	618.0
焼却処理（2021 年より共同処理）	764.0	475.9	306.9
資 源 化 処 理	153.0	107.9	82.0
合 計	917.0	583.8	388.9

3 最終処分計画

(1) 最終処分の方法

最終処分の方法は、現行の処分方法を継続させるものとし、埋立量の減量化に努めるとともに、埋立物の安定的な処分を推し進める。

なお、埋立対象物は、2021年度からは不燃ごみのみとなる。

(2) 最終処分の量

計画目標年度（2033年度）における最終処分の量を表3-9-6、図3-9-2に示す。2021年度から共同処理を行うことになった場合は埋立処分量が大きく減量され、2017（平成29）年度に対して184tの減少が見込まれる（約62%減）。また、最終処分率は18.6%となる。

なお、残余容量と本計画における年間最終処分容量から算出する残余年数は約25年となる。

表3-9-6 最終処分の量

単位：t/年

区分\年度		実績	予 測	
		2017(H29)	2026	2033
ごみ総排出量		1,153	813	618
最終処分	焼却処理残渣	84	0	0
	不燃ごみ	215	152	115
	合 計	299	152	115
	最終処分率	25.9%	18.6%	18.6%

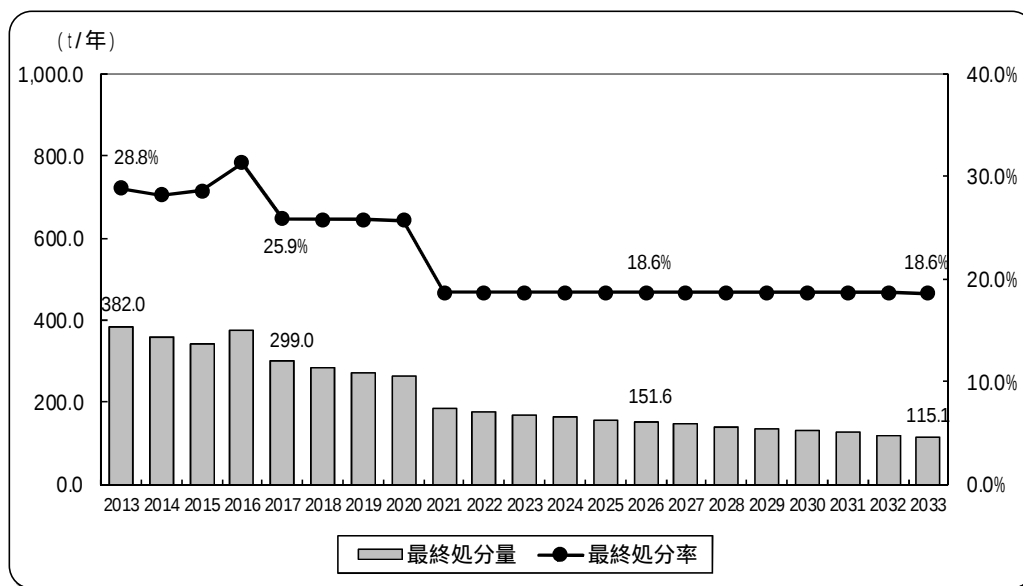


図3-9-2 最終処分の量

4 その他関連計画

(1) 適正処理困難物等の対処方針

適正処理困難物

旧厚生省が1987（昭和62）年に発表した「事業者による製品物の廃棄物処理困難性自己評価に関する技術マニュアル・解説」では、適正処理が困難な廃棄物という概念を以下のとおり整理している。

- 除去、無害化の困難な有害物質、環境汚染物質またはその原因物質を含有しているなどの主として化学的、生物学的な性状。
- 総重量が極めて重い、容積、体積が極めて大きい、圧縮、破碎が極めて困難であることなどの主として物理的な性状。
- 爆発性を有する等の処理施設を損傷する、または作業従事者の安全衛生をそこなうおそれを有するもの。

また、廃棄物処理法第6条の3では、適正処理困難物について、「厚生大臣は、市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしてその適正な処理が全国各地で困難となっていると認められるものを指定することができる」とし、市町村長は事業者に対して、「処理が適正に行われることを補完するために必要な協力を求めることができる」としており、厚生省告示第51号（平成6年3月14日）により、適正処理困難物として以下の4品目が指定された。

- 廃ゴムタイヤ（自動車用）
- 廃テレビ（25型以上）
- 廃電気冷蔵庫（250ℓ以上）
- 廃スプリングマット

このうち、テレビと冷蔵庫については、家電リサイクル法の施行に伴い平成13年度からは洗濯機やエアコンとともに業者回収が義務づけられることとなった。

本町においても「ごみ収集カレンダー」にて、受入できないごみを規定しているが、今後は必要に応じて追加等の見直しを検討していく。

特別管理一般廃棄物

廃棄物処理法では、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康または生活環境に係る被害を生じる恐れのある性状を有するものを特別管理一般廃棄物として区分し、以下のものが指定されており、処分方法についても厚生省告示第194号（平成4年7月3日）で定められている。

- PCBを使用する部品（廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジ）
- ごみ処理施設において生じるばいじん（集じん施設によってあつめられたもの）
- 感染性一般廃棄物

本町では、上記特別管理一般廃棄物については、専門の業者による処理を指導しており、今後もその保管、運搬、処分等については適正な指導を行っていく。

(2) 不適正排出、不法投棄対策

ごみの不適正排出や不法投棄に対しては、以下に示すような対策の導入を検討していく。

不適正排出対策

ごみ袋以外での排出、指定以外の分別区分ごみへの混入等による不適正排出を防止するためには、以下に示すような対策の導入に関する検討を行う。また、野焼き等の不適正処理に対しては、徹底した指導及び監視を行う。

ア) ごみ袋への対策

- ごみ袋の中身が見えるようにすることで、他区分のごみの混入を確認する。(既に実施している)

イ) 収集方法に関する対策

- ごみの収集場所に指導員を配置し、ごみの排出に関する指導を行う。

ウ) 広報

- 各家庭へ配布する冊子や広報等を活用して、ごみの分別区分等に関する情報の周知を行う。

＜周知を行う内容の例＞

ごみの排出方法

ごみの種類別の分別区分

ごみの収集を行う日を示したカレンダー

不法投棄対策

不法投棄に対しては、以下に示すような対策の導入を検討していく。

ア) 不法投棄されたごみの撤去

ごみが不法投棄されている場所には、更なる不法投棄が起こりやすいため、不法投棄されたごみを撤去することにより、新たな不法投棄を抑制する。(心理的な効果。)

イ) 不法投棄が頻発する場所の管理

不法投棄されやすい場所を適切に管理するとともに、看板や人感ライト・スピーカー(人間の体温を感知した場合に照明が点灯するとともに、スピーカーからメッセージが流れるもの)の設置、車両侵入防止柵の設置、プランターや花壇の設置等を検討する。

ウ) 地域活動

不法投棄対策への地域住民の参加を促し、不法投棄への関心を高めることで不法投棄をしにくく、またされにくくする。具体的には、住民参加型の不法投棄されたごみの撤去イベントや、住民と警察のコミュニケーションを促し、情報提供等で住民が協力して犯罪を抑止する取り組みなどがある。

エ) 投棄者への指導等

不法投棄者の特定又は推定を重点的に行い、投棄者に対する指導や投棄者の廃棄物処理法に基づく告発を強化して行う。

なお、廃棄物処理法では廃棄物を捨てた者（いわゆる不法投棄をした者）は 5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると規定されている。

オ) 監視

不法投棄が頻発する場所での張り込みや監視カメラの設置、パトロール、住民からの不法投棄に関する情報提供の依頼等により監視を行う。

(3) 災害廃棄物処理計画

震災や水害等の大規模災害発生時には、小値賀町地域防災計画並びに震災廃棄物処理対策マニュアルに基づき適切な対処を行う。

平常時の対策

ア) ごみ処理計画策定

被災後におけるごみ量や性状の変化に対応するために、被害状況の想定を行い、適切なごみ処理計画を策定する。

イ) 施設マニュアルの整備

施設の運転・保守点検マニュアルを策定するとともに、設備・機器の点検を行うことで施設の機能維持に努める。

ウ) 連絡体制の確立

災害時の連絡体制を確立するため、防災に係る組織体制の整備・充実を図る。

エ) 収集業者との連携体制の確立

災害時の連絡体制や収集体制について収集委託業者と協議を行い、災害時収集協定を結ぶ。

オ) ごみ処理に関する住民との協力体制

災害時のごみ処理に関して住民の協力が必要な内容について、広報紙等により周知徹底を図る。

カ) 仮置場の確保

処理施設が稼働不能状態になった場合や多量の災害廃棄物の発生に備え、ごみの仮置場の確保及び運搬経路の確認をしておく。

キ) 県及び周辺自治体と緊急処理設備の確保

多量の災害廃棄物(建築の被災、解体に伴う廃棄物)の処理に備え、緊急用処理設備を長崎県及び周辺自治体と協力して確保しておくことを検討する。

ク) 応急対策のための関係資料の準備等

職員の緊急時連絡網、緊急時連絡先一覧、収集・処理・処分等に係る支援依頼先一覧の関係書類を整理し、保管場所を明確にしておく。

災害時の対策

ア) 感染症対策

被災初期において、感染症対策上から生ごみを優先収集することや、公園・空地をごみの集積所とすること、収集できず放置するごみへの消毒等の対策について検討する。

イ) 災害発生直後

施設の被害状況を把握するとともに、関係課を通じてライフラインの被害状況を把握するとともに、応急復旧等の準備にとりかかる。

ウ) 応急対応前期

被害状況及び応急復旧状況を把握し、処理可能な場合はごみの受入れを再開する。その際にごみの搬出方法等について住民に広報する。

エ) 応急対応後期

関係各課との連絡を取りながらごみの収集処理体制を確立する。また、施設の復旧に時間が必要となる場合には、広域支援体制の確立を要請する。

オ) 恒久復旧対策

ごみ処理に関する本復旧に向けて対応を行う。具体的には、国費（補助金等）による復旧事業の準備や、倒壊家屋等大型ごみ処理体制の整備、仮置場等の撤去計画について関係部署との協議等を進めていく。

(4) 地球温暖化の対策

地球温暖化対策については、小値賀町地球温暖化対策実行計画に基づき適切な対応をする。

(5) 散乱ごみ対策

地域環境の保全を目的として、散乱ごみに対しては行政、住民、事業者が一体となって以下に示すような取り組みに努める。

ア) 意識向上のための環境教育や環境学習の場を提供する。

イ) 道路や海岸線は地域団体との協働による環境美化推進に努める。

ウ) 毎年 6 月に実施される「空きかん等回収キャンペーン」にあわせて、各自治会にて清掃活動を行う。

エ) 毎年 7 月に実施される「県下一斉浜そうじ」等の清掃活動に組織的な参加をする。

(5) 漂流漂着ごみ対策

海に囲まれている本町では、漂着ポリ容器に代表される漂流漂着ごみが急激に増加しており、これらの回収処理については県や関係機関に働きかけながら、具体的な対策について研究・検討を進める。

